

ブルネイ
特許令
2011年

目次

第 I 部 序

- 第 1 条 引用, 施行及び完全名称
- 第 2 条 解釈
- 第 3 条 政府を拘束する命令

第 II 部 運営

- 第 4 条 特許登録官及びその他の職員
- 第 5 条 登録官による委任
- 第 6 条 特許登録局
- 第 7 条 登録局の印章
- 第 8 条 登録官の権限
- 第 9 条 召喚状に対する不服従の罪
- 第 10 条 証拠提示拒絶の罪
- 第 11 条 職員による発明の取引の禁止
- 第 12 条 職員による情報提供の禁止

第 III 部 特許性

- 第 13 条 特許性のある発明
- 第 14 条 新規性
- 第 15 条 進歩性
- 第 16 条 産業上の利用
- 第 17 条 優先日
- 第 18 条 先の出願と後の出願との間における事項等の開示

第 IV 部 特許を出願し取得する権利

- 第 19 条 特許を出願し取得する権利
- 第 20 条 特許等の権原についての問題に係る付与前の決定
- 第 21 条 付与前に付託された問題に係る付与後の決定
- 第 22 条 共同出願人による出願の取扱い
- 第 23 条 第 20 条又は第 22 条に基づく出願移転の効果
- 第 24 条 発明者の表示

第 V 部 特許出願

- 第 25 条 出願方法
- 第 26 条 出願日

第 27 条 出願の公告

第 VI 部 特許付与手続

第 28 条 予備審査

第 29 条 調査及び審査

第 30 条 特許付与

第 31 条 付与前に出願を修正する一般的権限

第 32 条 ブルネイ・ダルサラームの防衛又は公共の安全を害する情報

第 33 条 ブルネイ・ダルサラームの居住者による国外出願の制限

第 VII 部 付与後の特許に関する規定

第 34 条 付与に係る公告及び証明書

第 35 条 特許の存続期間

第 36 条 特許存続期間の延長

第 37 条 単一性の欠如を理由とする特許に対する異論の禁止

第 38 条 付与後に明細書を修正する一般的権限

第 39 条 付与後の調査及び審査

第 40 条 失効した特許の回復

第 41 条 特許の権利放棄

第 VIII 部 特許及び特許出願に係る所有権並びに登録

第 42 条 特許及び特許出願の性質及びそれらに係る取引

第 43 条 特許登録簿

第 44 条 特許による権利に関する登録の効力等

第 45 条 登録簿の更正

第 46 条 登録簿、書類等の証拠

第 47 条 特許及び特許出願の共有

第 48 条 付与後の特許を受ける権利に係る決定

第 49 条 第 48 条に基づく特許移転の効果

第 IX 部 従業者発明

第 50 条 従業者発明を受ける権利

第 51 条 補足規定

第 X 部 特許製品に関する契約

第 52 条 この部の適用

第 53 条 一定の制限条件の無効

第 54 条 一定の契約の部分の終了

第 XI 部 実施許諾用意及び強制ライセンス

第 55 条 実施許諾用意

第 56 条 第 55 条に基づいて行われた記入の抹消

第 57 条 強制ライセンス

第 XII 部 政府の用のための特許発明の利用

第 58 条 政府及び授権された者による特許発明の利用

第 59 条 政府の利用に関する第三者の権利

第 60 条 政府の利用に関する紛争の付託

第 61 条 第 58 条に基づく権利の内容及び範囲

第 62 条 特許権者に通知する義務

第 63 条 報酬を受ける権原を有する特許権者

第 XIII 部 特許侵害

第 64 条 侵害の意味

第 65 条 特許侵害手続

第 66 条 立証責任の転嫁

第 67 条 侵害救済の制限

第 68 条 部分的に有効な特許の侵害に係る救済

第 69 条 優先日前に開始された実施を継続する権利

第 70 条 争われた特許有効性に係る証明書

第 71 条 共有者による侵害手続

第 72 条 排他的ライセンシーによる侵害手続

第 73 条 侵害手続に対する不登録の効果

第 74 条 出願公告により与えられた権利の侵害

第 75 条 侵害手続をもってする、根拠のない脅迫に係る救済

第 76 条 不侵害に関する宣言

第 XIV 部 特許の取消及び有効性手続

第 77 条 申請に基づいて特許を取り消す権限

第 78 条 登録官の特許取消権限

第 79 条 特許の有効性を争点にすることができる手続

第 XV 部 特許及び出願の修正

第 80 条 侵害又は取消手続における特許の修正

第 81 条 出願及び特許の修正に追加事項を含めることの禁止

第 XVI 部 国際特許出願

第 82 条 国際特許出願の効力

第 83 条 出願の国際段階及び国内段階

第 84 条 国際出願に関する規定の適合

第 85 条 特許協力条約及びその文書による証拠

第 XVII 部 法的手続

- 第 86 条 裁判所又は登録官における手続
- 第 87 条 登録官に起因する上訴
- 第 88 条 裁判所の一般権限
- 第 89 条 登録官の裁量権の行使
- 第 90 条 特許手続における聴取権
- 第 91 条 特許手続に関する事務弁護士との通信に係る特権の適用
- 第 92 条 特許代理人との通信に係る特権
- 第 93 条 登録官における手続での費用及び経費
- 第 94 条 登録官の命令により付与されるライセンス

第 XVIII 部 違法行為

- 第 95 条 登録簿の偽造等
- 第 96 条 特許権に係る権限のない主張
- 第 97 条 特許を出願した旨の権限のない主張
- 第 98 条 「特許登録局」の名称の濫用
- 第 99 条 法人及びパートナーシップによる違法行為
- 第 100 条 違法行為に係る示談

第 XIX 部 特許代理人

- 第 101 条 特許代理人の登録
- 第 102 条 特許代理人としてふるまうことのできる者等

第 XX 部 一般規定

- 第 103 条 政府、その職員及び審査官の免責
- 第 104 条 特許及び出願における誤りの訂正
- 第 105 条 特許出願及び特許についての情報、並びに書類の閲覧
- 第 106 条 郵便による送達
- 第 107 条 期間の延長
- 第 108 条 就業時間及び非就業日
- 第 109 条 没収された物品を売却する政府の権利
- 第 110 条 発明の範囲
- 第 111 条 微生物試料の利用可能性
- 第 112 条 規則
- 第 113 条 様式及び登録官の指針
- 第 114 条 第 72 章及び S42/1999 の廃止
- 第 115 条 経過規定

附則(第 2 条(1)) 医薬品ではない物質(省略)

第 I 部 序

第 1 条 引用、施行及び完全名称

(1) 本令は、2011 年特許令として引用することができ、(第 XIX 部を例外として)2012 年 1 月 1 日から施行する。

(2) 大臣は、国王陛下の承認を得て、本令の異なる部若しくは規定の施行について、又は同一規定の異なる目的について、異なる日を指定することができる。

(3) 本令の完全名称は、「発明に係る特許に関して規定し、特許に関する一定の国際条約を施行し、かつ、発明法(第 72 章)及び 1999 年緊急(特許)令(S42/1999)を廃止する、並びにそれに関連する事項についての命令」とする。

第 2 条 解釈

(1) 本令において、文脈上他を意味する場合を除いて次のとおりとする。

「国際博覧会に関する条約」とは、1928 年 11 月 22 日にパリにおいて署名された国際博覧会に関する条約を、同条約の議定書で現に効力を有するものにより改正又は補足したものをいう。

特許出願(この定義において、問題の出願という)との関連での「対応出願」とは、所定の特許庁に提出された又は提出されたとして扱われる保護出願であって、次のものをいう。

(a) 問題の出願において、第 17 条に基づく優先権主張の基礎を成すもの、又は

(b) 次の出願を基礎とする優先権主張の対象であるもの

(i) 問題の出願、又は

(ii) 問題の出願において、第 17 条に基づく優先権主張の基礎でもある出願

「TRIPS 理事会」とは、TRIPS 協定に基づいて設立された知的所有権の貿易関連の側面についての理事会をいう。

特許出願(この定義において、問題の出願という)との関連での「対応国際出願」とは、特許協力条約に基づいて提出された保護出願であって、次のものをいう。

(a) 問題の出願において、第 17 条に基づく優先権主張の基礎を成すもの、又は

(b) 次の出願を基礎とする優先権主張の対象であるもの

(i) 問題の出願、又は

(ii) 問題の出願において、第 17 条に基づく優先権主張の基礎でもある出願

対応出願との関連での「対応特許」とは、対応出願が提出された又は提出されたとして扱われる所定の特許庁が対応出願に関して付与した特許をいう。

「国」には次のものが含まれる。

(a) 植民地、保護領又は他の国の支配に服しているか若しくは宗主権の下にある領域、又は

(b) 国際連合の信託統治に基づいて他の国により管理されている領域

「裁判所」とは、高等裁判所又は中間裁判所をいう。

「出願日」について、

(a) 本令に基づいて行われた特許出願との関連での「出願日」とは、第 26 条に基づいて出願を提出した日をいい、また

(b) その他の出願との関連での「出願日」とは、当該出願が行われた国の法律に基づいて、又はその国が当事国である条約若しくは協定の用語に従って、その国において当該出願を提

出した日として扱われるべき日,又はその国において出願を提出した日と同等の日をいう(当該出願の成行き如何を問わない)。

出願又は特許との関連で「指定する」とは,(特許協力条約に従って)当該出願又は特許の主題である発明に関して保護を求める単数又は複数の国を指定することをいう。

「ドーハ宣言実施決定」とは,2001年11月14日にドーハにおいて採択されたTRIPS協定及び公衆衛生に関する宣言第6項の実施に関して2003年8月30日に世界貿易機関の理事総会により採択された決定をいう。

「従業者」とは,雇用契約に基づいてか又は政府部局の下での若しくはその目的のために雇用されて働いているか又は(雇用が終了している場合は)働いた者をいう。

従業者との関連での「使用者」とは,当該従業者を雇用している又は雇用していた者をいう。

「欧州特許条約」とは,欧州特許の付与に関する条約をいう。

「欧州特許庁」とは,欧州特許条約により設立された当該名称の官庁をいう。

「審査官」とは,特許出願に係る調査及び審査を含め,特許に関する問題を登録官が付託することができる者として定められる者,組織又は外国若しくは国際特許庁をいう。

「排他的ライセンス」とは,特許の所有者又は出願人からのライセンスであって,ライセンシー又はライセンシーが委任した者に対し,他のすべての者(所有者又は出願人を含む)を排除して,当該特許又は出願に関わる発明に関して何らかの権利を付与するものをいい,また「排他的ライセンシー」及び「非排他的ライセンス」は,それに応じて解釈する。

「出願手数料」とは,第25条の適用上定められる手数料をいう。

「方式要件」とは,本令及び規則の要件であって,本令適用上の方式要件として規則において定めるものをいう。

「国際特許出願」とは,特許協力条約に基づいて行われる出願をいう。

「国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)」とは,そのように表示された出願であって,その出願日にブルネイ・ダルサラームを指定しているものをいう。

「国際事務局」とは,1967年7月14日にストックホルムにおいて署名された条約により設立された世界知的所有権機関の事務局をいう。

「国際博覧会」とは,国際博覧会に関する条約の条件に該当するか又は同条約に取って代わるその後の条約若しくは協定の条件に該当する公式の又は公認の国際博覧会をいう。

「特許性に関する国際予備報告」とは,特許協力条約に基づく規則において言及される次の何れかをいう。

(a) 特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第I章)

(b) 特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第II章)

発明との関連での「発明者」とは,発明の現実の考案者をいい,「共同発明者」はそれに応じて解釈する。

「公報」は,第112条(4)におけるのと同じ意味を有する。

「法務官」とは,ブルネイ・ダルサラームの司法又は法務の職務に携わる資格を有する者をいう。

医薬品との関連での「販売承認」とは,2007年薬剤令(S79/2007)第10条に基づく製品ライセンスをいう。

「薬品」は,2007年薬剤令(S79/2007)におけるのと同じ意味を有する。

特許出願との関連での「欠落部分」とは,出願日において出願書類から欠落していた次のも

のをいう。

(a) 何れかの図面，又は

(b) 特許を求めている発明の説明の何れかの部分

「mortgage」は、名詞として用いられた場合には担保金又は支払額に見合うものの負担が含まれ、動詞として用いられた場合には、それに応じて解釈する。

「パリ条約」とは、1883年3月20日にパリにおいて署名された工業所有権の保護に関する条約をいう。

「特許」とは、本令に基づく特許をいい、第115条(4)に基づいて効力を有する特許を含む。

「特許協力条約」とは、1970年6月19日にワシントンにおいて署名された当該名称の条約をいう。

「特許発明」とは、特許が付与されている発明をいい、「特許方法」は、それに応じて解釈する。

「特許製品」とは、特許発明である製品をいうか、又は特許方法との関連では、当該方法により直接得られた製品若しくは当該方法が使用された製品をいう。

「者(人)」には、政府が含まれる。

「医薬品」とは、全面的に又は主として治療又は病気予防の目的で人間に投与するのに用いられる物質である薬品をいうが、次のものは含まれない。

(a) 専ら次のように用いられる物質

(i) 診察若しくは検査のため，又は

(ii) 装置若しくは仕組みとして，若しくは道具，器具若しくは器械として

(b) 附則第2項又は第3項に特記される物質又はその類の物質

「所定の様式」とは、第113条に基づいて登録官が発行する様式をいう。

「優先日」とは、第17条に基づいてそれと決定された日をいう。

「公告された」とは、公衆の利用に供された(ブルネイ・ダルサラームにおいてか他の場所においてかを問わない)ことをいい、公衆が手数料賦課の有無を問わずブルネイ・ダルサラームの何れかの場所においてある書類を当然に閲覧することができる場合は、当該書類は、本令の何れかの規定に基づいて公告されたものとみなし、また、「再公告された」は、それに応じて解釈する。

「register」は、名詞として用いられた場合には第43条に基づいて備える特許登録簿を意味し、動詞として用いられた場合には、何らかの事柄との関連で登録簿にその事を登録し若しくはその事の詳細を登録し又はその事に係る通知を記入することを意味し、また、ある者に関連して用いられた場合には、その者の名称を登録簿に記入することを意味する。

「登録特許代理人」とは、第101条に基づいて定められた規則に従って備えられる特許代理人登録簿に名称が記入されている者をいう。

「登録官」とは、特許登録官をいい、本令に基づいて在職する特許副登録官を含む。

「登録局」とは、本令第6条に基づいて設立される特許登録局をいう。

医薬品との関連での「関係当局」とは、ブルネイ・ダルサラーム薬剤管理局をいう。

「関係健康製品」とは、次の何れかにいう製品である特許発明をいう。

(a) ドーハ宣言実施決定第1項(a)

(b) TRIPS 協定付属書第1項(a)

特許又は出願との関連での「権利」は、特許又は出願における利益を含み、かつ、前記を害

することなく、特許における権利への言及は、当該特許における持分への言及を含む。

「科学顧問」とは、何れかの科学上の資格を有する者、医師、技師、建築士、測量士、会計士、保険数理士その他特殊技能を有する者をいう。

「TRIPS 協定」とは、随時改正又は修正されている WTO 協定の付属書 1C に記載されている知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

「WTO 協定」とは、随時改正又は修正されている 1994 年にマラケシュにおいて署名された世界貿易機関協定をいう。

(2) 規則において、ある博覧会が(1)における「国際博覧会」の定義に該当する旨を公報に記載することに関して規定することができ、当該記載は、その博覧会が当該定義に該当することの決定的な証拠であるものとする。

(3) 本令の適用上、ある事項が出願又は明細書においてクレームされたか又は開示された場合(ただし、一部権利放棄又は先行技術の承認による以外のもの)は、当該事項は、第 17 条の意味で関係出願において又は特許明細書において開示されたものとみなす。

(4) 本令の適用上、

(a) 次の場合は、あるクレームが他のクレームに関連しているものとする。

(i) 2 クレームが同一である場合、又は

(ii) 第 2 クレームにおける各制限が次の何れかである場合

(A) 第 1 クレームにおける制限と同一である。

(B) 第 1 クレームにおける制限と表現においてのみ異なり、内容においては異ならない。

(b) 2 以上のクレームが 1 のクレームに関連することは可能である。

(5) 本令において出願時の特許出願というときは、出願日における状態での特許出願を指す。

(6) 本令において特許出願の公告というときは、第 27 条に基づくその公告をいう。

(7) 本令においてパリ条約又は特許協力条約というときは、ブルネイ・ダルサラームが当事国である条約又は国際協定(何れの場合も議定書又は付属書を含む)により又は当該条約若しくは協定の条件に従って改正又は補足されたパリ条約若しくは特許協力条約又はこれらの条約に取って代わる他の国際条約若しくは協定を指すものとし、これには当該条約又は協定に基づいて作成された文書への言及が含まれる。

(8) 2009 年仲裁令(S34/2009)は、本令に基づく登録官における如何なる手続にも適用されない。

第 3 条 政府を拘束する命令

本令は、政府を拘束する。

第 II 部 運営

第 4 条 特許登録官及びその他の職員

- (1) 長として特許登録局を管理する特許登録官を置く。
- (2) 1 又は複数の特許副登録官を置くものとし、同官は、登録官の管理に従うことを条件として、第 5 条に基づく登録官の権限を除く本令に基づく登録官のすべての権限及び職務を有する。
- (3) 1 又は複数の特許登録官補佐を置く。
- (4) 登録官及び本条にいう他のすべての職員は、国王陛下の承認を得て、大臣が任命する。

第 5 条 登録官による委任

- (1) 登録官は、自署した書面により、特定の事項又はその類の事項に関して、本令に基づく自己の権限又は職務のすべて又は一部(ただし、この委任の権限を除く)を特許登録官補佐又は何れかの公務員に委任し、この委任により委任された権限又は職務を委任書に特記された事項又はその類の事項に関して行使又は履行できるようにすることができる。
- (2) 本条に基づく委任は、随意に取り消すことが可能であり、また、委任により特許登録官又は特許副登録官による権限の行使又は職務の履行が妨げられることはない。

第 6 条 特許登録局

本令の適用上、特許登録局と呼ぶ官庁を置く。

第 7 条 登録局の印章

登録局の印章を備えるものとし、当該印章の印影は司法上確知される。

第 8 条 登録官の権限

登録官は、本令の適用上、次のことを行うことができる。

- (a) 証人を召喚すること
- (b) 口頭によるかその他の方法によるかを問わず、宣誓に基づいて証拠を採用すること
- (c) 書類又は物品の提出を命じること
- (d) 自己における手続の当事者に対して費用を裁定すること

第 9 条 召喚状に対する不服従の罪

- (1) 証人として登録官の下に出頭するよう召喚された者は、適法な理由なくして、召喚状に従って出頭することを怠ってはならない。
- (2) 書類又は物品を提出するよう登録官に命じられた者は、適法な理由なくして、当該書類又は物品を提出することを怠ってはならない。
- (3) (1) 又は (2) に違反した者は違法行為の責めを負い、有罪判決があったときは、2,000 ドル以下の罰金、3 月以下の拘禁又はその双方に処される。

第 10 条 証拠提示拒絶の罪

- (1) 登録官の下に出頭した者は、適法な理由なくして、宣誓すること若しくは確約すること、

又は同人が提出すること若しくは答えることを適法に要求されている書類若しくは物品を提出すること若しくは質問に答えることを拒絶してはならない。

(2) (1)に違反した者は、違法行為の責めを負い、有罪判決があったときは、2,000 ドル以下の罰金、3月以下の拘禁又はその双方に処される。

第11条 職員による発明の取引の禁止

(1) 登録局に雇用されている職員又は者は、発明若しくは特許(ブルネイ・ダルサラームにおいて付与されたものか他の場所で付与されたものかを問わない)、又は特許(ブルネイ・ダルサラームにおいて付与されたものか他の場所で付与されたものかを問わない)を受ける権利若しくは特許に基づくライセンスを売買し、取得し又は取引してはならない。

(2) (1)に違反した者は、違法行為の責めを負い、有罪判決があったときは、2,000 ドル以下の罰金、3月以下の拘禁又はその双方に処される。

(3) 本条に違反して行われた購入、売却、取得、譲渡又は移転は、無効であるものとする。

(4) 本条は、現実の発明者に、又は遺贈若しくは相続による取得には適用しない。

第12条 職員による情報提供の禁止

(1) 登録局に雇用されている職員又は者は、本令により、又は登録官の書面による指示に基づいて、又は裁判所の命令により要求又は許可されている場合を除いては、次のことをしてはならない。

(a) 本令に基づいて処理されている又は処理された事項に関する情報を提供すること

(b) 登録局に提出することを本令により要求され又は認められている書類を作成し又は作成するのを助けること

(c) 登録局の記録を調査すること

(2) (1)に違反する者は、違法行為の責めを負い、有罪判決があったときは、2,000 ドル以下の罰金、3月以下の拘禁又はその双方に処される。

第 III 部 特許性

第 13 条 特許性のある発明

- (1) (2)に従うことを条件として、特許性のある発明とは、次の条件を満たす発明である。
- (a) 新規のものであること
 - (b) 進歩性があること、及び
 - (c) 産業上の利用が可能であること
- (2) それを公表又は実施することが、不快な、不道德な又は反社会的な行動を助長すると一般に予想される発明は、特許性のある発明でない。
- (3) (2)の適用上、ある行動がブルネイ・ダルサラームにおいて効力を有する法律により禁止されているとの理由のみでは、その行動が不快な、不道德な又は反社会的なものであるとはみなさない。

第 14 条 新規性

- (1) 発明が技術水準の一部を構成していない場合は、新規であると解する。
- (2) 発明の場合における技術水準は、当該発明の優先日前の何れかの時点で、書面若しくは口頭説明により、利用により又は他の何れかの方法により、公衆の利用に供された(ブルネイ・ダルサラームにおいてかその他の場所においてかを問わない)すべての事項(製品か、方法か、その何れかについての情報か、又はその他のものを問わない)を包含すると解する。
- (3) 特許出願又は特許が関係する発明の場合における技術水準は、次の条件が満たされるときに限り、当該発明の優先日以降に公告された他の特許出願に含まれた事項も包含すると解する。
- (a) 前記事項が、出願時及び公告時両方の前記他の特許出願に含まれていたこと、及び
 - (b) 前記事項の優先日が当該発明の優先日より早いこと
- (4) 本条の適用上、発明を構成する事項の開示は、それが特許出願日直前の 12 月の期間の開始後に行われ、かつ、次の何れかが該当するときは、特許又は特許出願の場合において無視するものとする。
- (a) 当該開示が、ある者が不法に又は秘密漏洩により次の何れかの者から得た事項に起因するものであったか又は当該事項の結果として生じたものであったこと
 - (i) 発明者、又は発明者が秘密で当該事項を明かした他人、若しくはその者若しくは発明者がその者には当該事項を取得する権原があったと考えたために発明者から当該事項を得た他人
 - (ii) (i)又は本項に言及された何れかの者が秘密で当該事項を明かした他人、又はその者若しくは前記のように言及された何れかの者がその者には当該事項を取得する権原があると考えたために当該前記のように言及された何れかの者から当該事項を得た他人
 - (b) 当該開示が、発明者又は当該事項を発明者から供与された他人若しくは発明者から当該事項を得た他人から秘密で当該事項を得た者により、秘密漏洩により行われたこと
 - (c) 当該開示が、発明者が国際博覧会において当該発明を展示したことに起因するものであったか又はそのことの結果として生じたものであり、かつ、出願人が、出願時に当該発明が前記のように展示された旨を陳述し、また、所定の期間内に、当該陳述を裏付ける書面による証拠であって所定の条件を満たすものを提出すること、又は

(d) 当該開示が、発明者が自ら又はその同意を得て若しくはその代理として他人が学会で読み上げた論文又は発明者の同意を得て学会の会報で公表された論文において発明者が当該発明について説明したことに起因するものであったか又はそのことの結果として生じたこと

(5) (4) (d)において、「学会」には、ブルネイ・ダルサラーム又はその他の場所において設立されたクラブ又は協会であって、その主目的が学問又は科学の何れかの分野の振興であるものすべてが含まれる。

(6) 本条において、発明者というときは、その時の発明の所有者が含まれる。

(7) 外科若しくは治療による人間若しくは動物の体の処置方法又は人間若しくは動物の体に施す診断方法に用いられる物質又は組成物から構成される発明の場合において、当該物質又は組成物が技術水準の一部を構成するという事実があるとしても、当該物質又は組成物の前記の方法における使用が技術水準の一部を構成しない場合は、当該発明を新規のものであると解することを妨げない。

第15条 進歩性

第14条(2)のみに基づいて技術水準の一部を構成する事項を考慮し、第14条(3)を考慮しない場合に、当該技術の熟練者にとって発明が自明でないときは、発明に進歩性があると解する。

第16条 産業上の利用

(1) (2)に従うことを条件として、農業を含むすべての種類の産業において発明を実施又は使用することができる場合は、発明は、産業上の利用が可能であると解する。

(2) 外科若しくは治療による人間若しくは動物の体の処置方法又は人間若しくは動物の体に施す診断方法の発明は、産業上の利用が可能であるとは解さない。

(3) (2)は、物質又は組成物から構成される製品が前記の何れかの方法における使用のために発明されたとの理由のみによっては、当該製品が産業上の利用が可能なものとして扱われることを妨げない。

第17条 優先日

(1) 本令の適用上、特許出願が関係する発明及び当該出願に含まれている何れかの事項(発明と同一か否かを問わない)の優先日とは、本令の規定により定める場合を除き、出願日をいう。

(2) 特許出願(本条において問題の出願という)において又は当該出願との関連で出願人又はその前権利者により宣言が行われ、それが規則の関係要件を満たすと共に本条の適用上出願人又はその前権利者が行った1又は複数の先の関係出願を明記しており、かつ、問題の出願が(3) (a)又は(b)にいう期間内に出願日を有している場合において、

(a) 問題の出願が関係する発明が1又は複数の先の関係出願において開示されている事項により裏付けられているときは、当該発明の優先日は、問題の出願の出願日ではなく、前記事項を開示した関係出願の、又はそれが複数の関係出願において開示された場合はそれらの内の最初のもの出願日とし、また

(b) 問題の出願に含まれている何れかの事項であって1又は複数の先の関係出願においても開示されたものの優先日は、当該事項を開示した関係出願の、又はそれが複数の関係出願において開示された場合はそれらの内の最初のもの出願日とする。

- (3) (2)の適用上、当該期間は次の何れかとする。
- (a) 特定された先の関係出願の、又は関係出願が複数存在する場合はそれらの内の最初のものの出願日に引き続く12月の期間
- (b) 登録官が(4)に基づく請求を認めた場合は、(a)にいう期間の直後に開始し、所定の期間の終期に終了する期間
- (4) 出願人は、(2)にいう宣言が(3)(a)にいう期間の後に行われるよう、登録官に請求することができる。
- (5) 出願人が(4)に基づく請求を行う場合において、同人が(3)(a)にいう期間内に問題の出願をしていなかったときは、同人は、当該請求において、問題の出願を(3)(a)にいう期間内にしなかった事態が次の何れに該当するかを表示するものとする。
- (a) 状況により必要とされる当然の注意を払ったにも拘らず生じた。
- (b) 故意によるものではなかった。
- (6) 登録官は、次の場合に限り、(4)に基づく請求を認めるものとする。
- (a) 請求が所定の期間内に、所定の方法で行われ、かつ、所定の要件を満たしており、かつ
- (b) 出願人が(3)(a)にいう期間内に問題の出願を行わなかった場合において、登録官が、出願人が(3)(a)にいう期間内に問題の出願を行わなかった事態は次の何れかに該当すると認められた場合
- (i) 状況により必要とされる当然の注意を払ったにも拘らず生じた。
- (ii) 故意によるものではなかった。
- (7) 問題の出願に含まれる発明その他の事項が、問題の出願の場合と同一の出願人又はその前権利者により提出された先の関係出願においても開示されており、かつ、これら関係出願の内の後のものが問題の出願において又は問題の出願との関連で特定されていた場合は、これら関係出願の内の後のものは、それが前記の発明又は事項に関係する限り、無視するものとする。ただし、次の事情がある場合はこの限りでない。
- (a) 当該後のものが、最初のものと同じの国において又は同一の国に関して出願されており、かつ
- (b) 後のものが出願日までに、先のもの(そのように特定されているか否かを問わない)が次の事情なしに無条件に取り下げられ、放棄され、又は拒絶されたこと
- (i) 先のが、ブルネイ・ダルサラームにおいてかその他の場所においてかを問わず、公衆の利用に供され、
- (ii) 何れかの権利を残存させており、かつ
- (iii) (あった場合)他の出願との関係で優先日を確定するのに役立つこと
- (8) 本条は、特許出願が関係する発明の優先日を決定するために適用されるように、特許が付与された発明の優先日を決定するために適用される。
- (9) 本条及び第18条において、「関係出願」とは、次の出願の出願日を有するものをいう。
- (a) 本令に基づく特許出願、又は
- (b) 発明に関して保護を求める、条約国における若しくは条約国に関する出願、又は条約国の法律若しくは条約国が当事国である国際条約若しくは協定により前記の出願と同等である出願
- (10) (9)において、「条約国」とは、次の何れかをいう。
- (a) ブルネイ・ダルサラーム以外の国であって、パリ条約の当事国又は世界貿易機関の加盟

国であるもの

(b) ブルネイ・ダルサラームと共に条約、協定、取決め又は約定を締結しているその他の国であって、大臣が命令により官報において条約国として発表したもの

第 18 条 先の出願と後の出願との間における事項等の開示

(1) 疑義を回避するために、特許に関して出願(問題の出願)が行われ、かつ、当該出願において又は当該出願に関連して先の関係出願を特定する宣言が第 17 条(2)に従って行われた場合は、当該問題の出願及びそれに基づいて付与された特許は、その間に生じた関係行為の理由のみにより無効とされることはない旨をここに宣言する。

(2) (1)において、「その間に生じた関係行為」とは、先の関係出願の日と問題の出願の日との間に当該関係出願中の開示事項に関して行われた行為をいう。そのような行為の例として、先の関係出願の対象である発明に関して別の出願を行うこと、当該発明又は当該事項について情報を公衆の利用に供すること、当該発明を実施すること等があるが、第 17 条(7)の適用上それ自体無視されるべき出願、又は出願に含まれる事項の公衆の利用への供与は無視する。

第 IV 部 特許を出願し取得する権利

第 19 条 特許を出願し取得する権利

- (1) 何人も、単独で又は他人との共同で特許を出願することができる。
- (2) 発明に係る特許は、次の者に対して付与することができる。
 - (a) 基本的に発明者又は共同発明者
 - (b) (a)に優先して、成文法若しくは法規、若しくは外国法、条約若しくは国際協定に基づき、又は当該発明の完成前に発明者との間に締結された契約の法的強制力のある条項に基づき、発明の完成時点で、ブルネイ・ダルサラームにおいて、発明に対する所有権の全部(衡平法上の権利を除く)について権原がある者、又は
 - (c) 何れにせよ、(a)若しくは(b)に言及された者の権原承継人又はそのように言及された者、及びそのように言及された他の者の権原承継人
それ以外の者に対しては付与しない。
- (3) 別段に証明されない限り、特許出願を行った者は、(2)に基づいて特許を付与される権原がある者と解し、また、当該出願を共同で行った 2 以上の者は、そのような権原がある者と解する。

第 20 条 特許等の権原についての問題に係る付与前の決定

- (1) 発明特許の付与前にいつでも、
 - (a) 何人も、その者が当該発明の特許を(単独で若しくは他の者と共に)付与される権原があるか否か、若しくはそのように付与された特許若しくは当該特許出願に対して若しくはそれに基づいて何らかの権利を有し若しくは有することになるか否かの問題を登録官に付託することができる。また
 - (b) 当該発明の特許出願の 2 以上の共同所有者の何れも、出願に対する又はそれに基づく権利を他の何人かに移転又は授与すべきか否かの問題を登録官に付託することができる。登録官は、当該問題について決定を下すものとし、また、当該決定を実施するために適切と考える命令を下すことができる。
- (2) ある者が、発明の特許出願が提出された後であって当該出願に基づいて特許が付与される前に、発明に関する問題を(1)(a)に基づいて登録官に付託した場合は、登録官により付託事項が処理される前に当該出願が拒絶され又は取り下げられない限り、登録官は、(1)の一般性を害することなく、かつ、(6)に従うことを条件として、次のことを行うことができる。
 - (a) 出願手続が、当該人の単独名義で又は他の何れかの出願人若しくは特定された出願人との共同で進められるべき旨を命じること
 - (b) 付託が 2 以上の者により行われた場合は、出願手続が、これらの者すべての共同名義で進められるべき旨を命じること
 - (c) 出願に基づく特許の付与を拒絶すること又は問題付託の対象である事項が除外されるように出願を修正するよう命じること、又は
 - (d) ライセンス又は出願に対する若しくはそれに基づくその他の権利の移転又は授与を命じ、かつ、当該命令の規定を履行するために何人かに指示を与えること
- (3) (1)(a)に基づいて問題が登録官に付託され、かつ
 - (a) 問題が関係している発明の特許出願を前記のように修正するよう登録官が命じ、

(b) 登録官が付託事項を処理する前に当該出願が(2)(c)に基づいて拒絶され(付託が出願公告の前若しくは後の何れに行われたかを問わない)、又は

(c) 登録官が付託事項を処理する前に、ただし出願の公告後に、本令の他の規定に基づいて当該出願が拒絶されたか若しくは取り下げられた場合は、

登録官は、付託を行った者は、所定の期間内に、先の出願に含まれる事項の全部若しくは一部について、又は場合に応じて先の出願から除外された事項の全部若しくは一部について、何れの場合においても第81条に従うことを条件として、新規の特許出願を行うことができる旨、また、何れの場合においても、当該新規出願が行われたときは、先の出願の出願日に出願されたものとして扱われるべき旨を命じることができる。

(4) ある者が出願に関係する問題を(1)(b)に基づいて付託した場合は、(1)にいう命令には、出願に対する又はそれに基づく権利の移転又は授与に係る何人かに対する指示を含めることができる。

(5) (2)(d)又は(4)に基づいて指示を受けた者が当該指示を履行するために必要な事柄を指示の日から14日以内に行わなかった場合は、登録官は、当該指示により利益を得る者又は指示発出の基礎である付託を行った者から登録官に対して行われた申請に基づいて、指示を受けた者の代理としてその事柄を行うことを同人に許可することができる。

(6) 本条に基づく付託において、発明又は特許出願に関連する取引、証書又は事件により、発明者又は特許出願人以外の者が、当該発明の特許を付与される(単独でか他の者と共にかを問わない)権原を得るに至ったか又はそのように付与された特許若しくは当該特許に係る出願に対する又はそれに基づく権利を有する又は有することとなる旨が申し立てられている場合は、付託に係る通知が当該付託の当事者を除く出願人及び前記の者になされない限り、付託に関して(2)(a)、(b)又は(d)に基づく命令を下さないものとする。

(7) 本条に基づく問題付託に関して、当該問題には裁判所が決定した方がより適切である事項が含まれると登録官が考える場合は、登録官は、当該付託を処理することを拒絶することができ、かつ、当該問題を決定して宣言を行う裁判所の権限を害することなく、裁判所は、そのようにする権限を有する。

(8) 本条に基づいて、受託者又は死亡者の人格代表者の相互の権利若しくは義務又はそれらのそのような者としての権利若しくは義務に影響を及ぼすような指示は与えられてはならないものとする。

第21条 付与前に付託された問題に係る付与後の決定

特許又は出願に関する問題が第20条に基づいて何人かにより登録官に付託され、かつ、出願に基づく特許付与の順番において当該出願が1番になる時まで決定されていない場合において、この事実は特許付与を妨げないが、付与が行われたときは、当該人は、第48条に基づいて、登録官が適切と考える同条にいう問題の何れかを登録官に付託したものとして扱われる。

第22条 共同出願人による出願の取扱い

共同特許出願人の間で、出願手続を進めるべきか否か又は出願手続を如何なる方法で進めるべきかについて紛争が生じた場合は、登録官は、当事者の何れかによる請求に基づいて、必要に応じ、出願手続を1又は複数の一部当事者のみの名義で進められるようにするために、

若しくは出願手続を行う方法を調整するために、又は両方の目的で、同人が適切と考える指示を与えることができる。

第 23 条 第 20 条又は第 22 条に基づく出願移転の効果

(1) 第 20 条又は第 22 条に基づいて、特許出願手続を 1 又は一部の原出願人の名義で進めるよう命令が下され又は指示が与えられた場合(当該特許出願が他の一部の者の名義でも進められるべきか否かは問わない)は、当該出願による又はそれに基づくライセンス又はその他の権利は、前記の条の何れかに基づく命令及び指示の規定に従うことを条件として、効力を維持するものとし、かつ、出願手続の名義人により付与されたものとして扱われる。

(2) 第 20 条に基づいて、(原出願人は特許の付与を受ける権原がなかったとの理由で)特許出願手続を原出願人でない 1 又は複数の者の名義で進めるよう命令が下され又は指示が与えられた場合は、当該出願による又はそれに基づくライセンス又はその他の権利は、同条に基づく命令及び指示の規定に従うことを条件とし、かつ、(3)に従うことを条件として、前記の者が出願人として登録されたときに、又は出願が公表されていない場合は当該命令が下されたときに消滅する。

(3) (2)に言及する命令を生じさせた第 20 条に基づく付託の登録の前に、

(a) 原出願人若しくは出願人の何れかが、善意で、問題の発明をブルネイ・ダルサラームにおいて実施したか若しくは実施するための実際上のかつ真摯な準備を行ったか、又は

(b) 当該出願人のライセンシーが、善意で、当該発明をブルネイ・ダルサラームにおいて実施したか若しくは実施するための実際上のかつ真摯な準備を行った場合は、当該原出願人若しくは出願人又はライセンシーは、所定の期間内に出願手続の名義人に請求することにより、当該発明の実施を継続するか又は場合に応じ、当該発明を実施するためのライセンス(ただし、排他的ライセンスではない)を付与される権原を有する。

(4) 当該ライセンスは、適切な期間について、適切な条件で付与されるものとする。

(5) (2)にいうように命令が下された場合は、出願手続の名義人、又は当該ライセンスを付与される権原を有する旨を主張する者は、後者がそのような権原を有するか否か、及び当該期間又は条件は適切であるか否かの問題を登録官に付託することができる。

(6) 登録官は、(5)にいう問題について決定を下すものとし、かつ、同人が適切と考える場合は、当該ライセンスの付与を命じることができる。

第 24 条 発明者の表示

(1) ある発明の発明者又は共同発明者は、当該発明に関して付与される特許において発明者として表示される権利を有し、また、可能な場合は当該発明に係る特許出願公告において発明者として表示される権利をも有し、そのように表示されない場合は、規則に従い所定の書類においてそのように表示される権利を有する。

(2) 特許出願人は、本項にいう情報を既に登録局に届け出たのでない限り、所定の期間内に次の陳述書を登録局に提出しなければならない。

(a) 発明者であると考えられる者を特定するもの、及び

(b) 出願人が単独発明者でないか又は複数の出願人が共同発明者でない場合は、特許を付与されるべきであるとの同人の権利の由来を表示するもの

そのようにしなかった場合は、出願は、放棄されたものとして扱う。

(3) ある者が本条に基づく単独又は共同の発明者として表示された場合において、その者が表示されるべきではなかった旨を申し立てる他の者は、いつでも、その旨の証明書を登録官に申請することができ、登録官は、当該証明書を交付することができる。

第 V 部 特許出願

第 25 条 出願方法

- (1) 何れの特許出願も,
 - (a) 所定の様式により作成し, 所定の方法により登録局に提出するものとし, かつ
 - (b) 本項の適用上定める手数料を添えるものとする。
 - (2) 出願に(1)(b)にいう手数料を添えていない場合は, 所定期間内に手数料を納付しなければならない。
 - (3) 何れの特許出願書類も, 次のものを含めなければならない。
 - (a) 特許付与を求める願書
 - (b) 発明の説明, クレーム及び説明又はクレームにおいて言及されている図面を含む明細書, 並びに
 - (c) 要約
- ただし, 本項は, 出願書類の冒頭に第 26 条(1)に従う書類を置くことを妨げるものではない。
- (4) 出願明細書では, 当該技術の熟練者が当該発明を実施する上で明確かつ完全な方法により発明を開示しなければならない。
 - (5) クレームは,
 - (a) 出願人が保護を求める事項を記述し,
 - (b) 明確かつ簡潔であり,
 - (c) 説明により裏付けられ, かつ
 - (d) 1 の発明又は単一の発明概念を形成するように連結された 1 群の発明に関するものでなければならない。
 - (6) (5)(d)の一般性を害することなく, 規則においては, 本令の適用上, 2 以上の発明を単一の発明概念を形成するように連結されたものとして扱うことについて規定することができる。
 - (7) 要約の目的は技術情報を与えることにあり, 要約は, 公告されたときから第 14 条(3)にいう技術水準の一部を形成しないものとし, 登録官は, 当該要約がその目的を適切に満たしているか否かを決定することができ, 満たしていない場合は, 満たすように要約を作り直すことができる。
 - (8) 特許出願は, 特許付与前はいつでも取り下げることができるが, 特許出願の取下は取り消すことができない。

第 26 条 出願日

- (1) 本令の規定に従うことを条件として, 出願を提起するために登録局に提出された書類が次の条件を満たす最初の日を特許出願日とみなす。
 - (a) 当該書類において, 特許が求められていることを表示していること
 - (b) 当該書類において, 特許出願人を特定していること, 及び
 - (c) 当該書類が次の何れかを含んでいること
 - (i) 特許が求められている発明の説明であるもの又は説明であると見られるもの
 - (ii) 第 17 条(2)に基づく宣言が出願において又は出願に関連して行われている場合は,
 - (A) 宣言において特定された先の関係出願への言及

- (B) 先の関係出願に関する所定の情報、及び
- (C) 特許が求められている発明の説明は、出願時の先の関係出願に言及することによって出願に組み入れられており、かつ、先の関係出願に完全に含まれている旨の陳述
- (2) (1) (c) (i)の適用上、次の何れも重要ではないものとする。
- (a) このものが、規則に従って登録局により受け入れられる言語によっているか又は当該言語への翻訳文を伴っているか否か
- (b) このものが、他の点で本令の他の規定及び関係規則を満たしているか否か
- (3) 特許出願を提起するために登録局に提出された書類が(1) (a), (b)並びに(c) (i)又は(ii)の条件を満たしていない旨を登録官が決定した場合は、
- (a) 登録官は、当該書類の提出後速やかに、出願が出願日を取得するためには他に何を提出しなければならないかを出願人に通知するものとし、また
- (b) 出願人は、所定の期間内に、次の何れか又は双方を行わなければならない。
- (i) 登録官の決定に関して意見を述べること
- (ii) 出願が出願日を取得するために提出しなければならないすべての書類を提出すること
- (4) (3)が該当する場合において、出願が出願日を取得するために提出しなければならないすべての書類を、出願人が(3) (b)に基づいて定められる期間の終わりまでに提出しなかったときは、出願は、放棄されたものとして扱われる。
- (5) 次の場合は、(4)は適用されない。
- (a) 出願人が、(3) (b)に基づいて定められる期間の終わりまでに、(3) (b) (i)にいう意見を述べ、かつ
- (b) 当該意見の結果として、出願を提起するために登録局に提出された書類が(1) (a), (b)及び(c) (i)又は(ii)の条件を満たすことを登録官が認めた場合
- (6) 特許出願を提起するために登録局に提出された書類が(1) (a), (b)及び(c) (i)又は(ii)の条件を満たす場合は、登録官は、当該書類の最後のものの提出後速やかに、出願人に出願日を通知するものとする。
- (7) 出願を提起するために登録局に提出された書類が(1) (a), (b)及び(c) (i)の条件を満たすとの理由のみによって出願が(1)に基づく出願日を取得した場合は、出願人は、所定の期間内に、次のものを登録局に提出しなければならない。
- (a) 特許が求められている発明の説明は、(1) (c) (ii) (C)にいう先の関係出願に言及することによって出願に組み入れられている旨を確認する通知書
- (b) 特許が求められている発明の説明
- (c) 所定のその他の書類
- (8) 特許出願が(1)によって出願日を取得し、出願人が出願の欠落部分を所定の期間内及び方法で登録局に提出し、かつ、出願人が当該欠落部分を当該期間の終わりまでに取り下げなかった場合は、
- (a) 当該欠落部分は出願に含まれていたものとして扱われ、かつ
- (b) 出願日は、当該欠落部分が登録局に提出された日とする。
- (9) 次の場合は、(8) (b)は適用しない。
- (a) (1)によって特許出願日となった日以前に、出願において又は出願との関連で、先の関係出願を特定する宣言が第17条(2)に基づいて行われた場合、及び
- (b) 所定の期間内に、出願人が、

- (i) 登録官に対し、(8) (b)を当該出願に適用しないよう請求し、
 - (ii) (8)にいう欠落部分は、出願時の先の関係出願に言及することによって当該出願に組み込まれており、かつ、当該先の関係出願に完全に含まれている旨の陳述書を提出し、
 - (iii) 当該先の関係出願に関する所定の情報を提供し、かつ
 - (iv) 所定の他の書類を提出した場合
- (10) (8)及び(9)は、第104条(1)に基づく登録官の誤り又は錯誤を訂正する権限に影響を及ぼさない。
- (11) 特許出願が提出された後、第30条(2)及び(3)の条件が満たされる前に、
- (a) 先の出願に含まれる事項の何れかの部分に関して、新規出願が原出願人又はその権原承継人により規則に従って提出され、かつ
 - (b) (新規出願が第81条に違反することなく)(1) (a)、(b)及び(c) (i)又は(ii)の条件が新規出願に関して満たされている場合は、
新規出願は、出願日として当該先の出願の出願日を取得したものとして扱う。
- (12) 出願が本条に基づいて出願日を取得している場合は、当該出願は、次の場合を除いて、放棄されたものとして扱う。
- (a) 出願人が、所定の期間が終わる前に出願の目的での1又は複数のクレームを登録局に提出し、
 - (b) 出願人が、第25条(2)に基づいて定められた期間が終わる前に第25条(1) (b)にいう出願手数料を納付し、かつ
 - (c) 出願が、出願を提起するために登録局に提出された書類が(1) (a)、(b)及び(c) (ii)の条件を満たしているとの理由のみにより(1)に基づいて出願日を取得しているときにおいて、出願人が、(7)に基づいて定められた期間が終わる前に(7) (a)、(b)及び(c)にいう書類を登録局に提出した場合
- (13) 本条において、「関係出願」は、第17条(9)におけるのと同じ意味を有する。

第27条 出願の公告

- (1) 第32条に従うことを条件として、出願が出願日を取得しているときは、登録官は、出願公告の準備を登録局が完了する前に出願が所定の方法で取り下げられ、放棄されたものとして扱われ、又は拒絶されている場合を除いて、所定の期間の満了後速やかに、出願時の出願(原クレームのみならず、前記の準備の完了直前まで存在していた原クレームの修正版及び新規のクレームを含む)を公告するものとする。
- (2) 登録官は、出願人からそのように請求された場合は、(1)にいう出願を所定の期間中に公告できるものとし、かつ、何れの場合においても、その公告の事実及び日付を公報において公告するものとする。
- (3) 登録官は、公告された特許出願明細書から、次の何れかに該当する事項を削除することができる。
- (a) 登録官の意見では、ある者を害する虞がある方法でその者を誹る事項
 - (b) その公告又は実施が、登録官の意見では、不快な、不道德な又は反社会的な行動を助長すると一般に予想される事項

第 VI 部 特許付与手続

第 28 条 予備審査

- (1) 登録官は、次の場合は特許出願の予備審査を行う。
 - (a) 出願が出願日を取得しており、
 - (b) 出願が取り下げられておらず、又は放棄されたものとして扱われておらず、
 - (c) 第 25 条(1)(b)にいう出願手数料が納付されており、
 - (d) 出願の目的での 1 又は複数のクレームが第 26 条(12)(a)に基づいて提出されており、かつ
 - (e) 出願が、出願を提起するために登録局に提出された書類が第 26 条(1)(a)、(b)及び(c)(ii)の条件を満たしているとの理由のみによって第 26 条(1)に基づく出願日を取得している場合において、第 26 条(7)(a)、(b)及び(c)にいう書類が登録局に提出されている場合
- (2) 登録官が(1)に基づいて特許出願の予備審査を行った後に、出願人が第 26 条(8)に従って出願の欠落部分を登録局に提出し、それを取り下げなかった場合は、登録官は、欠落部分が出願に含まれているものとして扱って、別個の出願予備審査を行うものとする。
- (3) 登録官は、出願予備審査において、次の事項について決定を下す。
 - (a) 出願がすべての方式要件を満たしているか否か、及び
 - (b) 次のものが出願から欠落しているか否か
 - (i) 出願において言及されている図面の何れか、又は
 - (ii) 特許が求められている発明の説明の何れかの部分
- (4) 登録官が、すべての方式要件が満たされてはいない旨を(3)(a)に基づいて決定した場合は、登録官は、出願人にその旨を通知すると共に、出願人が次のことを行える期間を通知書に明記する。
 - (a) 登録官の決定に関して意見を述べ、かつ
 - (b) 第 81 条に従うことを条件として、すべての方式要件を満たすように出願を修正すること
- (5) (4)が適用される場合において、出願人が同項に基づいて登録官が定めた期間の終わりまでに同項(b)にいうように出願を修正しないときは、登録官は、出願を拒絶することができる。
- (6) 次の場合は、(5)は適用されない。
 - (a) 出願人が、(4)に基づいて登録官が定めた期間の終わりまでに(4)(a)にいうように意見を述べ、かつ
 - (b) 当該意見の結果として、登録官がすべての方式要件は満たされたと認めた場合
- (7) 登録官が、図面又は発明の説明の一部が出願から欠落している旨を(3)(b)に基づいて決定した場合は、登録官は、出願人にその旨を通知する。
- (8) (7)が適用される場合において、出願人が所定の期間内に所定の方法で出願から欠落している図面又は発明の説明の一部を提出し、かつ、出願人が当該期間の終わりまでに当該図面又は発明の説明の一部を取り下げなかったときは、
 - (a) 当該図面又は発明の説明の一部は、出願に含まれているものとして扱われ、かつ
 - (b) 出願日は、当該図面又は発明の説明の一部が登録局に提出された日とする。
- (9) 次の場合は、(8)(b)は適用されない。
 - (a) 第 26 条(1)により出願日とされる日以前に、出願において又は出願との関連で、先の関係出願を特定する宣言が第 17 条(2)に基づいて行われ、かつ

- (b) 所定の期間内に、出願人が、
 - (i) (8) (b)が出願に適用されないよう登録官に請求し、
 - (ii) (8)にいう図面又は発明の説明の一部は、出願時の先の関係出願に言及することによって出願に組み入れられており、かつ、当該先の関係出願に完全に含まれている旨の陳述書を提出し、
 - (iii) 先の関係出願に関する所定の情報を提供し、更に
 - (iv) 所定の他の書類を提出した場合
- (10) (9)において、「関係出願」は、第17条(9)におけるのと同じ意味を有する。

第29条 調査及び審査

- (1) 特許出願がすべての方式要件を満たしている場合は、登録官は、出願人に通知書を送付する。
- (2) 出願人は、次の各号であって、それぞれの号に関して所定の期間内に適用されるものに従わなければならない。
 - (a) 出願が第83条(3)に基づいてブルネイ・ダルサラームにおいて国内段階に入った国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)でない場合は、調査報告について所定の様式による請求書を提出し、かつ、その所定の手数料を納付すること
 - (b) 調査及び審査報告に係る所定の様式による請求を行い、かつ、その所定の手数料を納付すること
 - (c) 対応する特許出願が所定の特許庁に提出された場合は、
 - (i) 次のものを提出すると共に、審査報告に係る所定の手数料を納付すること
 - (A) 対応出願に関する調査報告の写し
 - (B) 調査報告が英語によらない場合は、当該調査報告の英語翻訳文
 - (C) 所定の各書類の写し、及び当該書類が英語によらない場合において規則により要求されているときは、当該書類の英語翻訳文
 - (D) 所定の様式による、審査報告の請求書又は
 - (ii) 次のものを提出すること
 - (A) 所定の様式による、対応出願に関する所定の情報
 - (B) 所定の情報に英語によらない書類が含まれる場合は、当該書類の英語翻訳文
 - (d) 対応国際特許出願が提出された場合は、
 - (i) 次のものを提出すると共に、審査報告に係る所定の手数料を納付すること
 - (A) 対応国際出願に関する国際調査報告の写し
 - (B) 国際調査報告が英語によらない場合は、当該国際調査報告の英語翻訳文
 - (C) 所定の各書類の写し、及び当該書類が英語によらない場合において規則により要求されているときは、当該書類の英語翻訳文
 - (D) 所定の様式による、審査報告の請求書又は
 - (ii) 次のものを提出すること
 - (A) 所定の様式による、対応国際出願に関する所定の情報
 - (B) 所定の情報に英語によらない書類が含まれる場合は、当該書類の英語翻訳文

(e) 出願が第 83 条(3)に基づいてブルネイ・ダルサラームにおいて国内段階に入った国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)である場合は、

(i) 次のものを提出すると共に、審査報告に係る所定の手数料を納付すること

(A) 当該出願に関して発行された国際調査報告の写し

(B) 国際調査報告が英語によらない場合は、当該国際調査報告の英語翻訳文

(C) 所定の各書類の写し、及び当該書類が英語によらない場合において規則により要求されているときは、当該書類の英語翻訳文

(D) 所定の様式による、審査報告の請求書

又は

(ii) 所定の様式により、当該出願に関する特許性についての国際予備報告に依拠するとの出願人の意思に係る通知書を提出すること

(3) 出願人が、(2)(a)に基づいて、調査報告の請求書を提出し、その所定の手数料を納付した場合は、登録官は、次のことを行うものとする。

(a) 次のものに含まれる関係先行技術を発見するために、出願を審査官による調査の対象にさせること

(i) 所定の資料、及び

(ii) 審査官が承知し、かつ、関係があると考える追加の資料、また

(b) 審査官により作成された調査報告を受領したときは、出願人に対し通知書及び調査報告写しを送付すること

(4) 出願人は、(3)(b)に基づいて調査報告を登録官から受領したときは、所定の期間内に、審査報告について所定の様式による請求書を提出し、その所定の手数料を納付しなければならない。

(5) 出願人が、(2)(c)(i)、(d)(i)若しくは(e)(i)又は(4)に基づいて、審査報告について請求書を提出し、その所定の手数料を納付した場合は、登録官は、次のことを行うものとする。

(a) 審査官が承知しているか又は調査報告若しくは国際調査報告に言及されているすべての関係先行技術(存在する場合)を考慮に入れて、次の事項について決定を下すために、出願を審査官による審査の対象にさせること

(i) 第 13 条並びに第 25 条(4)及び(5)に定める条件が満たされているか否か

(ii) 出願が第 81 条(1)にいう追加の事項を開示しているか否か、並びに

(iii) 出願が出願時の出願において開示された事項以外の事項を開示しているか否か、また

(b) 審査官により作成された審査報告を受領したときは、出願人に対し通知書及び審査報告写しを送付すること

(6) 出願人が、(2)(b)に基づき調査及び審査報告について請求書を提出し、その手数料を納付した場合は、登録官は、次のことを行うものとする。

(a) 審査官が承知しているか又は調査において発見されたすべての関係先行技術(存在する場合)を考慮に入れて、出願を次の対象にさせること

(i) 次のものに含まれる関係先行技術を発見するための審査官による調査

(A) 所定の資料、及び

(B) 審査官が承知し、かつ、関係があると考える追加の資料、並びに

(ii) 次の事項について決定を下すための審査官による審査

(A) 第 13 条並びに第 25 条(4)及び(5)に定める条件が満たされているか否か

- (B) 出願が第 81 条(1)にいう追加の事項を開示しているか否か、並びに
- (C) 出願が出願時の出願において開示された事項以外の事項を開示しているか否か、また
- (b) 審査官により作成された調査及び審査報告を受領したときは、出願人に対して通知書並びに調査及び審査報告書写しを送付すること
- (7) 出願人が、次の規定に基づく所定の期間内に、当該期間の延長のために所定の様式による請求書を提出し、かつ、その所定の手数料を納付した場合は、出願人は、当該規定に定める行為を、当該行為を履行するための所定の延長期間内に履行するものとする。
- (a) (2) (b), (c) (i)若しくは(ii), (d) (i)若しくは(ii), 若しくは(e) (i)若しくは(ii), 又は
- (b) (4)

第 30 条 特許付与

- (1) (4)に従うことを条件として、登録官は、次の場合に出願人に対して特許を付与する。
- (a) (2)の条件が所定の期間又はその延長期間の終わりまでに満たされており、かつ
- (b) (3)の条件が満たされている場合
- (2) (1) (a)にいう条件は次のとおりである。
- (a) すべての方式要件が満たされていること
- (b) 登録官が次の何れかを受領したこと
- (i) 第 29 条(3)にいう調査報告及び第 29 条(5)にいう審査報告
- (ii) 第 29 条(6)にいう調査及び審査報告
- (iii) 第 29 条(2) (c) (i)にいう調査報告、第 29 条(5)にいう審査報告及び調査報告が英語によらない場合は、当該調査報告の英語翻訳文
- (iv) 第 29 条(2) (c) (ii)又は(d) (ii)にいう所定の情報及び当該所定の情報に英語によらない書類が含まれる場合は、当該書類の英語翻訳文
- (v) 第 29 条(2) (d) (i)又は(e) (i)にいう国際調査報告、第 29 条(5)にいう審査報告及び当該国際調査報告が英語によらない場合は、当該国際調査報告の英語翻訳文
- (vi) (ii), (iii), (iv)及び(v)の何れかにいう書類の代替としての、第 83 条(3)に基づいてブルネイ・ダルサラームにおいて国内段階に入った国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)の場合は、
- (A) 第 29 条(2) (e) (ii)にいう通知書
- (B) 当該出願に関する国際調査報告
- (C) 当該出願に関する特許性についての国際予備報告、及び
- (D) (B)又は(C)にいう報告の何れかが英語によらない場合は、当該報告の英語翻訳文
- (c) 特許付与に係る所定の書類が提出されていること、並びに
- (d) 特許付与に係る所定の手数料が納付されていること
- (3) (1) (b)にいう条件は、次のとおりとする。
- (a) (i) (2) (b)に基づいて登録官が受領した書類が、出願におけるクレームは 1 発明若しくは単一の発明概念を形成するように連結された 1 群の発明に関するものでないとの理由に基づく未解決の異論を開示していないこと、又は
- (ii) 当該異論が開示されている場合は、当該異論が解決された旨を出願人が登録官に認めさせたこと

(b) 出願人が第29条(5)にいう審査報告, 第29条(6)にいう調査及び審査報告又は(2)(b)(vi)にいう特許性に関する国際予備報告に依拠する場合は, 特許付与に係る所定の書類が提出されかつ特許付与に係る所定の手数料が納付された時点での出願における各クレームが, 報告が発行された時点での出願であって,

(i) 審査を済ませ, かつ

(ii) 当該報告で言及されているもの

における少なくとも1のクレームに関係していること

(c) 出願人が, 特許付与に係る所定の書類が提出されかつ特許付与に係る所定の手数料が納付された時点で, 第29条(2)(c)(ii)にいう対応出願に係る所定の情報又は第29条(2)(d)(ii)にいう対応国際出願に係る所定の情報に依拠する場合は, 当該出願における各クレームが,

(i) 対応出願又は場合により対応国際出願に係る所定の情報に記載されており, かつ

(ii) それが新規性, 進歩性(又は非自明性)及び産業上の利用可能性(又は有用性)の規準を満たすと考えられるか否かについて決定を下すために審査を受けた少なくとも1のクレームに関係していること

(d) 当該発明が第13条(2)にいう発明ではないこと, 並びに

(e) (i) 同一の出願人又はその権原承継人により提出された, 同一の優先日を有する同一の発明に係る特許出願が他に存在せず, かつ

(ii) 同一の優先日を有する同一の発明に係る特許が同一の出願人又はその権原承継人に先に付与されていないこと

(4) (1)(a)に基づく所定の期間内に,

(a) 出願に関して審判請求が裁判所に提出され, かつ

(b) 当該審判請求の係属中に, 出願人が前記の期間を延長するよう裁判所に申請した場合は, 裁判所は, 当該期間を裁判所が決定する日まで延長することができる。

(5) (2)の条件が(1)(a)に基づく所定の期間又はその延長の終わりまでに満たされていない場合は, 出願人は, その出願を前記の期間の終了時に放棄したものとみなされる。

(6) 登録官が(3)の条件の何れかが満たされていないと考える場合は,

(a) 登録官は, 特許の付与に対する登録官の異論の理由を記載した通知書を出願人に送付するものとし,

(b) 出願人は, 登録官が定める期間内に登録官の異論に応答する権利を有し,

(c) 登録官がその異論を撤回しない限り, 出願人は, 登録官が定める期間内に, 第81条に従うことを条件として, (3)の条件を満たすために, 所定の条件に従って出願明細書を修正しなければならない, かつ

(d) (c)にいう期間内の終了時に(3)の条件の何れかが満たされていない場合は, 出願人は, 当該期間の終了時にその出願を放棄したものとみなされる。

第31条 付与前に出願を修正する一般的権限

(1) 出願審査中に, 審査官が次のように考える場合は, 審査官は, その旨の意見書を出願人に少なくとも1回与えるものとし, 登録官は, 意見書を受領したときは, 出願人に通知書及び当該意見書写しを送付する。

(a) 第13条並びに第25条(4)及び(5)に定める条件が満たされていない。又は

- (b) 出願が次の事項を開示している。
- (i) 第 81 条(1)にいう追加の事項, 若しくは
- (ii) 出願時の特許出願において開示された事項以外の事項
- (2) 出願人は, 審査報告が発行される前に, 次のことを行う権利を有する。
- (a) 所定の期間内に, 所定の方法で意見書に対して応答すること, 及び
- (b) 第 81 条に従うことを条件として, 所定の条件に従って, 所定の方法で出願明細書を修正すること
- (3) (1)に拘らず, 出願人は, 本項の適用上定める期間中に, 所定の条件に従いかつ第 81 条に従うことを条件として, 自己の意志で出願を修正することができる。

第 32 条 ブルネイ・ダルサラームの防衛又は公共の安全を害する情報

- (1) 特許出願が登録局に提出され(本令に基づいてかブルネイ・ダルサラームが当事国である条約又は国際協定に基づいてかを問わない), かつ, 当該出願が, 公告されるとブルネイ・ダルサラームの防衛を害する虞がある情報であるとして大臣から登録官に通知された種類の情報を含むと登録官が考える場合は, 登録官は, 当該情報の公告又は当該情報の特定の者若しくは特定の種類の者への伝達を禁止又は制限する指示を与えるものとする。
- (2) 登録官が, 前記のように提出された出願が, 公告されると公共の安全を害する虞がある情報を含むと考える場合は, 登録官は, 第 27 条の適用上定める期間の終わりから 3 月以下の期間の終わりまで, 当該情報の公告又は当該情報の特定の者若しくは特定の種類の者への伝達を禁止又は制限する指示を与えることができる。
- (3) 出願に関して本条に基づく指示が効力を有する場合において,
- (a) 当該出願が本令に基づいて行われているときは, 当該出願は, 本令及び規則の方式要件が満たされた後中止状態に置かれ, (4) (e)に基づいて当該指示が取り消されるまでは第 29 条に従った手続を進めないものとし, また
- (b) 当該出願が国際特許出願であるときは, その写しを国際事務局又は特許協力条約に基づいて指定された国際調査機関に送付しないものとする。
- (4) 登録官が, 何れかの出願に関して本条に基づく指示を与えた場合は, 登録官は, 当該出願及び当該指示について大臣に通知するものとし, かつ, 次の規定が効力を有する。
- (a) 大臣は, 当該通知を受領し次第, 当該出願の公告又は問題の情報の公告若しくは伝達がブルネイ・ダルサラームの防衛又は公共の安全を害するものであるか否かを検討する。
- (b) 大臣が, (a)に基づいて, 当該情報の公告又は伝達が公共の安全を害するものであると判断した場合は, 大臣は, 登録官に通知し, 登録官は, (2)に基づく指示が(e)に基づいて取り消されるまで, 当該指示を継続するものとする。
- (c) 大臣が, (a)に基づいて, 当該出願の公告又は当該情報の公告又は伝達がブルネイ・ダルサラームの防衛又は公共の安全を害することとなると判断した場合は, 大臣は, ((d)に基づく通知が既に大臣から登録官に出されていた場合を除き)出願日から 9 月の期間中及びその後の 12 月の期間ごとに少なくとも 1 回, 当該問題を再検討するものとする。
- (d) 出願を検討した上で, 大臣が, 出願の公告又は出願に含まれる情報の公告若しくは伝達がブルネイ・ダルサラームの防衛又は公共の安全を害することにならないか又は最早害することにならなくなったと考える場合はいつでも, 大臣は, その旨を登録官に通知する。
- (e) 登録官は, 当該通知を受け次第当該指示を取り消すものとし, かつ, 同人が適切と考え

る条件に従うことを条件として、本令により又は本令に基づき当該出願に関連して要求又は許可されている事柄を行う期間を延長することができ、当該期間が既に満了しているか否かを問わないものとする。

(5) 大臣は、いつでも、(4)(c)にいう問題について決定を下せるように、出願及び出願に関連して登録官に送付された書類を閲覧すること若しくはある者に閲覧を委任すること又はその双方を行うことができ、当該閲覧をある者に委任した場合は、その者は、同人の閲覧に関して速やかに大臣に報告しなければならない。

(6) 発明特許出願に関して本条に基づいて出された指示が取り消され、当該出願が特許付与を求めて適切に提出され、かつ、発明に特許が付与された場合において、

(a) 指示が効力を有する間に、発明が政府機関により(又は政府機関の書面による許可を受けて若しくはその命令に応じて)実施されたときは、次の事項が該当するものとして、第 XII 部の規定が適用される。

(i) 当該実施は、第 58 条により行われた利用であり、

(ii) 当該出願は、所定の期間の終了時か又は指示が取り消された時の何れか先の時点において公告されており、かつ

(iii) 当該出願が特許付与を求めて適切に提出された時に発明に特許が付与されている(特許の条件は出願が適切に提出された時の出願の条件であるものと解する)。また

(b) 特許出願人が、指示が効力を有する間に困難を被ったと大臣が考えるときは、大臣は、発明の長所及び有用性、発明の目的、並びに関係するその他の事情を考慮して合理的と大臣が考える補償金を出願人に支払うこと(存在する場合)ができる。

(7) 本条に基づいて出された指示の対象である出願に基づいて特許が付与された場合は、当該指示が効力を有する期間に関しては、更新手数料の納付を要さない。

(8) 本条に基づく指示に従わない者は、違法行為の責めを負い、有罪判決があったときは、5,000 ドル以下の罰金、2 年以下の拘禁又はその双方に処される。

(9) 本条の如何なる規定も、発明に関する情報の政府機関又は当局への開示であって、当該発明特許出願に関する本条に基づく指示を行うべきか否か、修正するべきか否か又は取り消すべきか否かについて助言を得る目的のものを妨げるものではない。

第 33 条 ブルネイ・ダルサラームの居住者による国外出願の制限

(1) 本条に従うことを条件として、ブルネイ・ダルサラームの居住者は、登録官が書面により与える許可なくしては、ブルネイ・ダルサラーム外で発明特許出願を提出し又は提出させてはならない。ただし、次の場合はこの限りでない。

(a) ブルネイ・ダルサラーム外での出願の 2 月以上前に、同一の発明に係る特許出願が登録局に提出されており、かつ

(b) ブルネイ・ダルサラームにおける出願に関して第 32 条に基づく指示が出されていないか又は当該指示のすべてが取り消されている場合

(2) (1)は、特許出願が最初にブルネイ・ダルサラーム外の居住者によりブルネイ・ダルサラーム以外の国において提出されている発明に係る特許出願には適用されない。

(3) 本条に違反して特許付与に係る出願を提出し又は提出させた者は、違法行為の責めを負い、有罪判決があったときは、5,000 ドル以下の罰金、2 年以下の拘禁又はその双方に処される。

- (4) 本条において、
- (a) 特許出願というときは、発明に係る他の保護に係る出願への言及を含み、
 - (b) 何れかの種類の出願というときは、本令に基づく、ブルネイ・ダルサラーム以外の国の法律に基づく、又はブルネイ・ダルサラームが当事国である条約若しくは国際協定に基づく出願への言及を指し、かつ
 - (c) 「ブルネイ・ダルサラームの居住者」には、移民法(第 17 章)に基づいて適法に当人に発給された、何れかの目的でブルネイ・ダルサラームに入国し滞在するための有効な旅券に基づいて実質的な期間においてブルネイ・ダルサラームに居住している者が含まれる。

第 VII 部 付与後の特許に関する規定

第 34 条 付与に係る公告及び証明書

- (1) 登録官は、本令に基づく特許の付与後速やかに、
- (a) 特許が特許所有者に付与された旨の所定の様式による証明書を当該所有者に送付し、かつ
 - (b) 特許が付与された旨の告示を公報において公告する。
- (2) 登録官は、(1) (b) に基づく特許に関する告示を公告すると同時に、特許明細書、所有者の名称及び(異なる場合は)発明者の名称、並びに登録官の意見では公告することが望ましい、特許を構成する又は特許に関するその他の事項(第 29 条及び第 30 条に基づく所定の情報を含む)を公告する。

第 35 条 特許の存続期間

- (1) 本令に基づいて付与された特許は、本令の適用上、付与されているものとして扱われ、付与証明書の交付日に発効し、かつ、(2) 及び第 36 条に従うことを条件として、当該特許に係る出願日又は所定の他の日に開始する 20 年の期間の終わりまで効力を維持する。
- (2) 特許は、更新手数料が所定の期間内に納付されなかった場合は、当該期間の終了時に失効する。
- (3) 所定の期間の終わりに引き続く 6 月の期間中に更新手数料及び所定の追加手数料が納付された場合は、特許は、本令の適用上、失効しなかったものとして扱われ、従って、
- (a) 当該追加期間中に当該特許に基づいて又は当該特許に関して行われた事柄は有効であり、
 - (b) 当該特許が期間満了していなかったならば当該特許の侵害を構成したと思われる行為は当該侵害を構成し、かつ
 - (c) 当該特許が期間満了していなかったならば第 58 条に従った特許発明の利用を構成したと思われる行為は、当該使用を構成する。
- (4) 規則には、登録局において所定の期間の終了前で通知の実施前に更新手数料を登録特許所有者から受領していない旨を当該所有者に通知することを登録官に義務付ける規定を設けるものとする。

第 36 条 特許存続期間の延長

- (1) 特許所有者は、次の何れかの理由に基づいて、特許存続期間を延長するよう登録官に申請することができる。
- (a) 特許の付与に際して、登録官による不当な遅延があったこと
 - (b) 特許が第 29 条(2)(c)(ii)にいう対応出願に関する所定の情報に基づいて付与された場合は、
 - (i) 対応特許の交付に際して不当な遅延があり、かつ
 - (ii) 対応特許を付与した特許庁が前記の遅延に基づいて対応特許の存続期間を延長したこと
 - (c) 特許の主題に、何れかの医薬品の有効成分である物質が含まれている場合は、
 - (i) 有効成分として当該物質を使用する、販売許可取得の最初の医薬品である当該医薬品の販売許可取得手続により特許を実施する機会が不当に短縮され、かつ

- (ii) 特許存続期間がこの理由で既に延長されていることがないこと
- (2) 特許付与に際しての登録官による遅延は、次の場合を除いて、(1)(a)にいう不当な遅延として扱わないものとする。
 - (a) 出願人の行為又は懈怠に帰される期間を除き、特許出願日と付与証明書交付日との間の間隔が4年を超える場合、又は
 - (b) 出願人の行為又は懈怠に帰される期間を除き、次の日の何れかと付与証明書交付日との間の間隔が2年を超える場合
- (i) 出願人が第29条(2)(b)に従って調査及び審査報告の請求を行った日
- (ii) 出願人が第29条(2)(c)(i)、(d)(i)若しくは(e)(i)又は(4)に従って審査報告の請求を行った日
- (3) 特許所有者が(1)(a)に基づく申請を行い、かつ、(1)(a)にいう不当な遅延が実際にあったことを登録官に納得させたときは、登録官は、特許存続期間を次の何れか長い方の期間延長するものとする。
 - (a) (2)(a)が該当する場合は、(2)(a)にいう間隔が4年を超える期間
 - (b) (2)(b)が該当する場合は、(2)(b)にいう間隔が2年を超える期間
 - (c) (2)(a)及び(b)の双方が該当する場合は、
 - (i) (2)(a)にいう間隔が4年を超える期間、又は
 - (ii) (2)(b)にいう間隔が2年を超える期間
- (4) 特許所有者が(1)(b)に基づく申請を行い、かつ、(1)(b)(i)及び(ii)にいう事項を登録官に納得させた場合において、登録官が適切と考えるときは、登録官は、特許存続期間を、登録官が決定する5年以下の期間延長することができる。
- (5) 有効成分として当該物質を使用する、販売許可取得の最初の医薬品である当該医薬品の販売許可取得手続により生じる、医薬品の有効成分である物質を主題に含む特許の実施の機会の短縮は、次の場合を除いては、(1)(c)にいう不当な短縮として取り扱わない。
 - (a) 販売許可が付与証明書の交付日後に取得され、かつ
 - (b) 販売許可申請人の行為又は懈怠に帰される期間を除き、販売許可の申請日と販売許可の取得日との間の間隔が2年を超える場合
- (6) (7)、(8)及び(9)に従うことを条件として、特許所有者が(1)(c)に基づく申請を行い、かつ、(1)(c)にいう特許を実施する機会の不当な短縮が実際にあったことを登録官に納得させた場合は、登録官は、特許存続期間を次の期間のうち最も短い期間延長するものとする。
 - (a) 付与証明書の交付日と販売許可の取得日との間の間隔に等しい期間
 - (b) (5)(b)にいう間隔が2年を超える期間、又は
 - (c) 5年の期間
- (7) 登録官は、出願人が次の事項を陳述した証明書を関係当局から取得して登録官に提出した場合を除き、(6)に基づく特許存続期間の延長をしないものとする。
 - (a) 販売許可の申請日
 - (b) 販売許可の取得日、並びに
 - (c) 販売許可申請人の行為又は懈怠に帰される各期間について、当該期間の開始日及び終了日
- (8) (6)に基づいて特許存続期間を延長する期間を決定するに当たり、登録官は、(7)にいう関係当局からの証明書に含まれる陳述に依拠し、当該陳述の真偽の追究には関わらないもの

とする。

(9) (6)に基づいて特許存続期間が延長されている場合は、延長期間中に特許によって与えられる保護は、(1) (c)にいう物質のみに適用される。

(10) 特許存続期間の延長を求めるすべての申請は、

(a) 所定の期間内に、所定の様式により、特許所有者によって行われ、

(b) 所定の方法により提出され、かつ

(c) 所定の手数料及び所定の書類を添えなければならず、また、登録官は、本項に基づく要件の何れかを満たさない申請を拒絶することができる。

(11) 登録官は、特許存続期間を延長した後速やかに、

(a) (i) 特許存続期間の延長期間、及び

(ii) 延長期間中に特許により与えられる保護に関する制限事項、

を明記した所定の様式による特許存続期間延長証明書を特許所有者に送付し、かつ

(b) 延長についての告示を公報において公告するものとする。

(12) (1)に基づく申請を行った特許所有者は、書面により申請取下を登録官に通知することによって当該申請を取り下げることができるものとし、この取下は取り消すことができない。

(13) (2)において、「出願人の行為又は懈怠に帰される期間」には、(表現の一般性を害することなく)次に掲げる期間で該当するものが含まれる。

(a) 出願人が第 25 条(1) (b)にいう出願手数料を納付するために要した、特許出願日から出願手数料が納付された日までの期間

(b) 出願人が、出願を提起するために登録局に提出した書類が第 26 条(1) (a), (b)及び(c) (i)又は(ii)の条件をすべて満たしていることを登録官に納得させる第 26 条(3) (b) (i)にいう意見を述べるために要した、第 26 条(3) (a)に基づく登録官の出願人への通知日から出願人が当該意見を述べた日までの期間

(c) 出願人が第 26 条(7) (a), (b)及び(c)にいう書類を提出するために要した、特許出願日から出願人が当該書類を提出した日までの期間

(d) 出願人が、出願の欠落部分を登録局に提出した後、第 26 条(8) (b)を当該出願に適用しないよう登録官に請求した場合は、出願人が第 26 条(9) (b)を満たすために要した、出願人が出願の欠落部分を登録局に提出した日から出願人が第 26 条(9) (b)を満たした日までの期間

(e) 出願人が、第 26 条(12) (a)にいう出願の目的で 1 又は複数のクレームを提出するのに要した、特許出願日から出願人が当該クレームを提出した日までの期間

(f) 出願人が、次のために要した、第 28 条(4)に基づく登録官の通知の日から出願人が前記の意見を述べた日又は出願人により修正された出願がすべての方式要件を満たした最初の日までの期間

(i) すべての方式要件が満たされていることを登録官に納得させる第 28 条(4) (a)に基づく意見を述べるために、又は

(ii) 第 28 条(4) (b)に基づいて同人の出願をすべての方式要件が満たされるように修正するために

(g) 出願人が、出願から欠落している図面又は発明の説明の一部を提出した後、第 28 条(8) (b)を当該出願に適用しないよう登録官に請求した場合は、出願人が第 28 条(9) (b)を満たすために要した、第 28 条(7)に基づく登録官の通知の日から出願人が第 28 条(9) (b)を満たした日までの期間

- (h) 出願人が、次のために要した、第 29 条(1)に基づく登録官の通知の日から出願人が当該請求書を提出し、当該手数料を納付した日までの期間
- (i) 第 29 条(2) (a)に基づいて調査報告に係る請求書を提出し、所定の手数を納付するために、又は
- (ii) 第 29 条(2) (b)に基づいて調査及び審査報告に係る請求書を提出し、所定の手数を納付するために
- (i) 出願人が第 29 条(2) (c) (i), (d) (i)又は(e) (i)にいう書類を提出し、審査報告に係る所定の手数を納付するために要した、第 29 条(1)に基づく登録官の通知の日から出願人が当該書類を提出し、当該手数料を納付した日までの期間
- (j) 出願人が第 29 条(2) (c) (ii)又は(d) (ii)にいう書類を提出するために要した、第 29 条(1)に基づく登録官の通知の日から出願人が当該書類を提出した日までの期間
- (k) 出願人が第 29 条(2) (e) (ii)にいう通知書を提出するために要した、第 29 条(1)に基づく登録官の通知の日から出願人が通知書を提出した日までの期間
- (l) 出願人が第 29 条(4)に基づいて審査報告に係る請求書を提出するために要した、第 29 条(3) (b)に基づく登録官の通知の日から出願人が当該請求書を提出した日までの期間
- (m) 出願人が特許付与を受ける目的で第 30 条(2) (c)にいう所定の書類を提出し、第 30 条(2) (d)にいう所定の手数を納付するために要した、次の日から第 30 条(2) (c)にいう所定の書類が提出され、第 30 条(2) (d)にいう所定の手数が納付された日までの期間
- (i) 第 30 条(2) (b) (i), (iii)若しくは(v)が該当する場合は、第 29 条(5)に基づく登録官の通知の日
- (ii) 第 30 条(2) (b) (ii)が該当する場合は、第 29 条(6)に基づく登録官の通知の日
- (iii) 第 30 条(2) (b) (iv)が該当する場合は、出願人が当該項にいう書類を提出した日、又は
- (iv) 第 30 条(2) (b) (iv)が該当する場合は、出願人が第 29 条(2) (e) (ii)に基づいて通知書を提出した日
- (n) 出願人が第 30 条(3)にいう条件の何れかを満たさなかったのを更正するために要した、第 30 条(6) (a)に基づく登録官の通知の日から第 30 条(3)のすべての条件が満たされた日までの期間
- (o) 出願人が第 31 条(2) (a)に基づいて意見書に応答するために要した、第 31 条(1)に基づく登録官の通知の日から出願人が当該意見書に応答した日までの期間
- (p) 出願人が第 31 条(2) (b)に基づいて同人の出願明細書を修正するために要した、第 31 条(1)に基づく意見書が出された日から出願人が同人の出願明細書を修正した日までの期間
- (q) 出願人が、第 83 条(3)に基づいてブルネイ・ダルサラームにおける国内段階に入った国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)である場合において、出願人が当該出願をブルネイ・ダルサラームにおける国内段階に入らせるために要した、特許協力条約に基づく出願日から第 83 条(3)に基づいて出願の国内段階が開始する日までの期間
- (r) 出願人が、本令又は規則に基づく要件の何れかを満たさなかったのを更正するために要した期間。当該期間は、
- (i) 当該要件をそれまでに満たすことを要求された日から出願人が当該要件を満たさなかったのを更正した日までとし、かつ
- (ii) 登録官又は登録局が、出願人が当該要件を満たさなかったことを発見するために又はそのことを出願人に通知するために要した期間を含める。

(s) 出願人が登録官からの何れかの書類、情報又は証拠の請求に応答するために要した、当該請求に係る出願人への登録官の通知の日から出願人が当該請求に応答した日までの期間

(t) 出願人の請求又は申請に基づいて登録官又は裁判所が認めた何れかの事柄を実行するための期間の延長又は変更

(14) (5)及び(7)において、「販売許可申請人の行為又は懈怠に帰される期間」には、(表現の一般性を害することなく)次の事項が含まれる。

(a) 販売許可申請人が同人の販売許可申請中の不備を訂正するために要した、当該不備に係る販売許可申請人への関係当局の通知の日から販売許可申請人が当該不備を訂正した日までの期間

(b) 販売許可申請人が、説明又は情報を求める関係当局からの請求に応答するために要した、関係当局の当該請求の日から関係当局が販売許可申請人の応答を受領した日までの期間、及び

(c) 販売許可申請人の請求又は申請に基づいて関係当局が認めた事柄を実行するための期間の延長

第 37 条 単一性の欠如を理由とする特許に対する異論の禁止

何人も、何れかの手続において、特許明細書に含まれるクレームが、そのままの形で又は場合により修正される形で、次の何れかに関係するとの理由で、当該特許に対して又は当該特許明細書の修正に対して異論を申し立ててはならない。

(a) 複数の発明

(b) 単一の発明概念を形成するように連結されていない 1 群の発明

第 38 条 付与後に明細書を修正する一般的権限

(1) 本条及び第 81 条に従うことを条件として、登録官は、特許所有者が行った申請に基づき、登録官が適切と考える条件(存在する場合)に従うことを前提として当該特許明細書を修正することを認めることができる。

(2) 特許の有効性が問題とされる可能性がある手続が裁判所又は登録官において係属している場合は、本条に基づく前記の修正は認められない。

(3) 本条に基づく特許明細書の修正は、特許の付与時から効力を有するものとし、かつ、効力を有していたものとみなす。

(4) 何人も、特許所有者による本条に基づく申請に対する異議申立を登録官に通知することができ、ある者がそうした場合は、登録官は、所有者に通知すると共に、申請を認めるか否かについて決定を下す際に当該異議申立を考慮する。

第 39 条 付与後の調査及び審査

(1) (2)に従うことを条件として、何人も、次の何れかの理由に基づいて、特許明細書中の 1 又は複数のクレームに関する調査及び審査報告を請求することができる。

(a) 当該特許が第 29 条にいう審査報告若しくは調査及び審査報告、第 30 条(2) (b) (vi)にいう特許性に関する国際予備報告、又は国際予備審査報告に基づいて付与された場合において、

(i) 特許付与に係る所定の書類が提出されかつ特許付与に係る所定の手数料が納付された時点での特許出願の中の少なくとも 1 のクレームが、当該報告が発行された時点での出願の中

のクレームであって、

- (A) 審査を受け、かつ
- (B) 当該報告において言及されているものの何れにも関係していなかったこと、又は
 - (ii) 当該出願の審査官が当該報告を作成する前に関係先行技術のすべては検討しなかったこと
- (b) 当該特許が第 29 条にいう対応出願若しくは対応国際出願に関する所定の情報に基づいて付与された場合において、
 - (i) 特許付与に係る所定の書類が提出されかつ特許付与に係る所定の手数料が納付された時点で、当該特許出願の中の少なくとも 1 のクレームが、
 - (A) 対応出願若しくは場合により対応国際出願に関する所定の情報に記載され、かつ
 - (B) 新規性、進歩性(若しく非自明性)及び産業上の利用可能性(若しくは有用性)の規準を満たしているか否かを決定するために審査を受けたクレームの何れにも関係していなかったこと、又は
 - (ii) 対応出願若しくは場合により対応国際出願の審査官が、対応出願若しくは場合により対応国際出願の審査に関する同人の報告を作成する前に関係先行技術のすべては検討しなかったこと
 - (2) 登録官は、次の場合を除いては、(1)に基づく請求を認めないものとする。
 - (a) 当該請求が所定の方法により提出されており、
 - (b) 調査及び審査報告に係る所定の手数料が納付されており、かつ
 - (c) (3)及び(4)が適用される場合において、(4)が満たされている場合
 - (3) (4)に従うことを条件として、(1)に基づいて請求を提出した何人も、当該請求を提出する時に次のものも提出することができる。
 - (a) 当該人が当該特許に関して提出することを希望する意見、及び
 - (b) 当該人が審査の目的に関係があると考ええる書類
 - (4) (3)(b)にいう書類が英語によらない場合は、(1)に基づいて請求を提出する者は、当該書類の英語翻訳文も提出しなければならない。
 - (5) 登録官は、請求が不真面目であるか、嫌がらせであるか又は手続の濫用であると考える場合は、(1)に基づく請求を認めないものとする。
 - (6) 特許の有効性が問題とされる可能性がある手続が裁判所又は登録官において係属している場合は、(1)に基づく如何なる請求も提出してはならず、また、認めてはならない。
 - (7) 登録官が(1)に基づく請求を認めた場合は、登録官は、当該クレームを次の行為に付させるものとする。
 - (a) 次の資料に含まれる関係先行技術を発見するための審査官による調査
 - (i) 所定の資料
 - (ii) 審査官が承知しており、かつ、関係すると考える追加の資料
 - (b) 次の事項を決定するための審査官による審査
 - (i) 第 13 条並びに第 25 条(4)及び(5)に定める条件が満たされているか否か
 - (ii) 特許明細書が第 81 条(1)にいう追加の事項を開示しているか否か、及び
 - (iii) 審査官が承知しているか又は調査において発見されたすべての関係先行技術(存在する場合)を考慮に入れて、特許明細書が出願時の特許出願において開示されている事項を超える事項を開示しているか否か

(8) 特許明細書の審査の間に、審査官が次のように考える場合は、審査官は、その旨の意見書の特許所有者に出すものとし、特許所有者は、審査報告が発行される前の所定の期間内に、当該意見書に対して所定の方法により応答する権利を有する。

(a) 第 13 条並びに第 25 条(4)及び(5)に定める条件が満たされていない。又は

(b) 特許明細書が次の事項を開示している。

(i) 第 81 条(1)にいう追加の事項、又は

(ii) 出願時の特許出願において開示されている事項を超える事項

(9) 登録官は、審査官が作成した調査及び審査報告を受領したときは、

(a) 当該報告の写しを特許所有者に送付し、かつ

(b) (1)に基づく請求が特許所有者により行われなかった場合は、次の各写しを当該請求人に送付する。

(i) 当該報告

(ii) 審査官が与えた意見書、及び

(iii) 特許所有者が所定の方法により前記の意見書に対して出した応答

第 40 条 失効した特許の回復

(1) 更新手数料を納付しなかったとの理由により特許が失効した場合は、所定の期間内に特許回復申請を登録官に対して行うことができる。

(2) 本条に基づく申請は、特許所有者であった者又は特許が失効しなかったならば特許を受ける権原を有していたと思われるその他の者が行うことができる。

(3) 特許が 2 以上の者により共同で所有されていた場合は、申請は、登録官の許可を得て、共同所有者の中の 1 又は複数の者が残りの者を入れずに行うことができる。

(4) 申請の通知は、登録官により所定の方法で公告される。

(5) 特許所有者が所定の期間内に更新手数料を納付するよう合理的な注意を払ったこと、又は当該手数料及び所定の追加手数料が当該期間の終わりに引き続き 6 月以内に納付されたことを登録官が認めた場合は、登録官は、未納の更新手数料及び所定の追加手数料の納付を条件として、命令により特許を回復するものとする。

(6) 本条に基づく命令は、登録官が適切と考える条件(登録に関する規則の規定で満たされていないものを満たすことを義務付ける条件を含む)に従うことを前提として下すことができるものとし、特許所有者が当該命令の当該条件の何れかを満たさない場合は、登録官は、当該命令を取り消して、自己が適切と考える当該取消に伴う指示を与えることができる。

(7) 特許回復命令の効力は、(8)から(13)までに規定するとおりとする。

(8) 失効と回復との間の期間中に当該特許に基づいて又は関連して行われた事柄は、有効なものとして扱われる。

(9) 前記の期間中に行われた事柄であって、特許が失効していなかったならば侵害を構成したと思われるものは、それが次の何れかの場合に限り、侵害として扱われる。

(a) 第 36 条(3)に基づいて当該特許を更新することが可能であった期間中に行われた場合

(b) それが以前の侵害行為の継続又は反復であった場合

(10) 特許を前記のように更新することが最早不可能となった後に、かつ、回復申請の通知の公告の前に、ある者が、

(a) 特許が失効していなかったならば特許侵害を構成していたと思われる行為を善意で開始

したか、又は

(b) 当該行為をするための実際上のかつ真摯な準備を善意で行った場合は、同人は、特許の回復に拘らず、当該行為を継続するか又は場合により当該行為を行う権利を有する。

(11) (10)にいう権利は、当該行為をするライセンスを他人に付与することには及ばない。

(12) 当該行為又は当該準備が業として行われた場合は、(10)により与えられる権原を得た者は、

(a) 現に当該の事業における自己のパートナーである者に当該行為を委任すること、及び

(b) 死亡(又は法人の場合は、その解散)のときに、前記の権利を、事業の部分であつて業として当該行為又は当該準備が行われたものを取得した者に譲渡又は移転することができる。

(13) (10)又は(12)により与えられた権利の行使によりある製品が他人宛に処分された場合は、当該他人、又は当該他人を通じて権利主張を行う者は、当該製品が登録特許所有者によって処分されたとの同様に当該製品を取り扱うことができる。

(14) (8)から(13)までは、特許侵害に関して適用されるのと同様に、第58条に従う特許の利用に関して適用される。

第41条 特許の権利放棄

(1) 特許所有者は、登録官に通知することにより、いつでも自己の特許の権利放棄を申し出ることができる。

(2) 何人も、本条に基づく特許の権利放棄に対する異議申立を登録官に通知することができ、そのようにした場合は、登録官は、特許所有者に通知し、当該問題について決定を下す。

(3) 登録官が、適正に当該特許の権利放棄ができると認めた場合は、登録官は、前記の申出を受け入れることができ、かつ、当該特許は、登録官の受入の告示が公報において公告された日から失効するが、その日前になされた行為に関して侵害訴訟は成立せず、また、その日前における第58条に従う特許発明の利用について賠償を受ける権利は生じない。

第 VIII 部 特許及び特許出願に係る所有権並びに登録

第 42 条 特許及び特許出願の性質及びそれらに係る取引

(1) 特許又は特許出願は、(債権的財産ではなく)人的財産であり、特許又は特許出願及びそれらにおける又はそれらに基づく権利は、本条に従って移転し、創出し又は付与することができる。

(2) 第 47 条(3)に従うことを条件として、特許若しくは特許出願又はそれらにおける権利は、譲渡し又は譲渡抵当を設定することができる。

(3) 特許又は特許に係る出願若しくは権利は、他の人的財産と同様に法の適用により付与するものとし、人格代表者の同意により付与させることができる。

(4) 第 47 条(3)に従うことを条件として、特許又は特許出願に基づいて、当該特許又は出願の主題である発明を実施するライセンスを付与することができ、また

(a) ライセンスにおいてそのように規定する場合は、当該ライセンスに基づいてサブライセンスを付与することができ、かつ、当該ライセンス又はサブライセンスは譲渡し又は譲渡抵当を設定することができ、かつ

(b) 当該ライセンス又はサブライセンスは、他の人的財産と同様に法の適用により付与するものとし、人格代表者の同意により付与させることができる。

(5) (2)から(4)までは、本令の規定に従うことを条件として効力を有する。

(6) 次の取引、すなわち、

(a) 特許若しくは特許出願、又は特許若しくは特許出願における権利の譲渡し又は譲渡抵当、

(b) 特許又は特許に係る出願若しくは権利に関する同意、

の何れも、それが書面によるもので、かつ、当該取引の当事者により若しくはその代理として(若しくは人格代表者による同意その他の取引の場合は、当該人格代表者により若しくはその代理として)署名され、又は法人の場合は、そのように署名され若しくは当該法人の印章が捺印されている場合を除いて、無効とする。

(7) 特許若しくは特許出願又はそれらにおける持分、及び特許又は特許出願に基づいて付与された排他的ライセンスの譲渡により、第 64 条若しくは第 74 条に基づいて以前の侵害に関して訴訟を提起するか又は第 60 条に基づいて以前の行為に関する手続を提起する譲渡人又はライセンサーの権利を譲受人又はライセンシーに付与することができる。

第 43 条 特許登録簿

(1) 登録官は、本条に基づいて定められる規則に従って、特許登録簿を備えるものとする。

(2) 本令又は規則の他の規定を害することなく、規則においては、次の事項に関して、それら事項の何れかについて義務を課する規定を含む規定を設けることができる。

(a) 特許及び公告された特許出願の登録

(b) 特許及び出願における又はそれらに基づく権利に影響を及ぼす取引、証書又は事件の登録

(c) 登録することを義務付けられている事項に関連する、所定の書類又は書類の説明の登録官への提供

(d) 登録簿及び登録に関連して登録局に提出された書類における誤りの訂正

(e) 登録簿に関して本令又は規則に基づいてなされた事柄の公告及び告知

(3) (2) (b)の如何なる規定にも拘らず、明示的か、黙示的か又は擬制的かを問わず如何なる信託の通知も登録簿に記入してはならず、登録官は、如何なる当該通知からも影響を受けてはならない。

(4) 登録簿は、書類の様式で備えることを要求されない。

(5) 規則に従うことを条件として、公衆は、都合のよい時にいつでも、登録局において登録簿を閲覧する権利を有する。

(6) 登録簿における記入事項の認証謄本又は登録簿の認証抄本を申請した者は、認証謄本及び抄本に関する所定の手数を納付して当該謄本又は抄本を取得することができる。

(7) 規則においては、無認証謄本又は抄本を申請した者は、無認証謄本及び抄本に係る所定の手数を納付して当該謄本又は抄本を受けることができる旨を規定することができる。

(8) (6)に基づく、又は(7)により制定される規則に基づく申請は、所定の方法により行わなければならない。

(9) 書類様式以外の方法で備えられた登録簿の何れかの部分に関して、

(a) (5)により与えられる閲覧の権利とは、登録簿上の資料を閲覧する権利をいい、かつ

(b) (6)又は規則により与えられる謄本又は抄本を受ける権利とは、当該部分を取り出すことができ、また当該部分が目に見えかつ読めるような様式での謄本又は抄本を受ける権利をいう。

第 44 条 特許による権利に関する登録の効力等

(1) 本条が適用される何れかの取引、証書又は事件に基づいて特許又は特許出願における所有権を取得したと主張する者は、本条が適用される先の取引、証書又は事件に基づいて前記の所有権を取得したと主張する他の者に対抗する権原を有する。ただし、後の取引、証書又は事件の時点において次の事情があったことを条件とする。

(a) 当該先の取引、証書又は事件が登録されておらず、

(b) 公告されていない出願の場合において、先の取引、証書又は事件が登録官に通知されておらず、かつ

(c) 何れにしても、後の取引、証書又は事件に基づいて権利主張を行う者が当該先の取引、証書又は事件を知らなかった。

(2) (1)は、ある者が、本条が適用される取引、証書又は事件に基づいて特許又は特許出願による又はそれらに基づく何れかの権利を取得したと主張し、かつ、当該権利が、本条が適用される先の取引、証書又は事件に基づいて取得されたそのような権利と両立しない場合にも、等しく適用される。

(3) 本条は、次の取引、証書又は事件に適用される。

(a) 特許若しくは特許出願又はそれらによる権利の譲渡

(b) 特許又は出願の譲渡抵当

(c) 特許又は出願に基づく、ライセンス若しくはサブライセンスの付与若しくは譲渡、又はライセンス若しくはサブライセンスの譲渡抵当

(d) 特許若しくは出願の所有者若しくは複数の所有者の 1、又は特許若しくは出願による若しくはそれらに基づく権利を有する者の死亡、及び特許、出願又はそのような権利の人格代表者の同意による付与

(e) 裁判所又は他の管轄当局の次に該当する命令又は指示

(i) 特許若しくは出願又はそれらによる若しくはそれらに基づく権利をある者に移転するもの、又は

(ii) 出願手続を何れかの者の名義で進めるべき旨のもの

及び前記何れの場合についても、裁判所又は当局が前記の命令又は指示を発出する権限を有する根拠となった事件

(4) ある取引、証書又は事件の登録申請が行われたにも拘らず、当該取引、証書又は事件が登録されていない場合は、(1)(a)の適用上、当該申請の登録を当該取引、証書又は事件の登録として扱うものとする。

第 45 条 登録簿の更正

(1) 裁判所は、不服がある者の申請を受けたときは、登録簿において記入を行うか又は記入事項の変更若しくは削除を行うことにより登録簿を更正するよう命じることができる。

(2) 本条に基づく手続において、裁判所は、登録簿の更正に関連して決定することが必要又は適切である問題について決定を下すことができる。

第 46 条 登録簿、書類等の証拠

(1) 登録簿は、本令又は規則により登録を義務付けられ又は授権されている事柄の一応の証拠とする。

(2) 登録官により署名されたと見られ、かつ、登録官が本令若しくは規則により行うことを授権された記入が行われたか若しくは行われなかったこと又は登録官が行うことをそのように授権されたその他の事柄が行われたか又は行われなかったことを証明する証明書は、そのように証明された事項の一応の証拠であるものとする。

(3) 次のもの、すなわち、

(a) 第 43 条(6)に基づいて提供された登録簿の記載事項の謄本若しくは登録簿の抄本、

(b) 登録局に保管されているすべての書類の謄本若しくは当該書類の抄本、又は

(c) 公告された特許明細書若しくは特許出願であつて認証謄本若しくは認証抄本と見られるものは、それ以上の証拠なしに、かつ、原本の提示なしに、証拠として認められる。

(4) 本条において、「認証謄本」及び「認証抄本」とは、登録官により認証され、かつ、登録局の印章により捺印された謄本及び抄本をいう。

第 47 条 特許及び特許出願の共有

(1) 特許が 2 以上の者に付与された場合は、その各人が、別段の合意に従うことを条件として、当該特許において等しい不分割持分を受けることができる。

(2) 2 以上の者が特許所有者である場合は、本条に従うこと及び別段の合意に従うことを条件として、

(a) その各人が、自ら又はその代理人により、自らの利益のためにかつ他人の同意なしに又は他人に説明する必要なしに、本項及び第 58 条を除けば特許侵害に該当すると思われる行為を当該発明に関してすることができ、かつ

(b) 当該行為は、当該特許の侵害にはならない。

(3) 第 20 条及び第 48 条並びに現に有効な合意に従うことを条件として、2 以上の者が特許所有者である場合は、それらの者の 1 は、他の者の同意なしに当該特許に基づくライセンス

を付与してはならず、また、当該特許における持分を譲渡し又は譲渡抵当を設定してもならない。

(4) 第 20 条及び第 48 条に従うことを条件として、2 以上の者が特許所有者である場合は、他の者は、当該発明を実施するために、それらの者の 1 に対し、当該発明の本質的な要素に関する手段を提供することができ、かつ、本項に基づく当該手段の提供は、当該特許の侵害にはならない。

(5) 特許製品が 2 以上の所有者の何れかによりある者宛に処分された場合は、同人及び同人を通じて権利主張を行う他の者は、当該製品が単独の登録所有者により処分されたのと同様に当該製品を取り扱うことができる。

(6) (1) 又は (2) の如何なる規定も、受託者又は死亡者の人格代表者の相互の権利若しくは義務、又はそれらの権利若しくは義務自体に影響を及ぼさない。

(7) 本条は、特許に関して効力を有するように、提出された特許出願に関して効力を有し、

(a) 従って、特許及び特許の付与というときは、それぞれ特許出願及び出願の提出への言及を含み、かつ

(b) (5) における特許製品というときは、前記に従って解釈される。

第 48 条 付与後の特許を受ける権利に係る決定

(1) 発明に特許が付与された後は、当該特許に又は当該特許に基づいて所有権を有するか又は主張する者は、次の問題を登録官に付託することができ、登録官は、当該問題について決定を下し、かつ、当該決定を実施するために適切と考える命令を下すものとする。

(a) 当該特許の真の所有者が誰であるか

(b) 当該特許が付与された者に付与されるべきであったか否か、又は

(c) 当該特許における若しくは当該特許に基づく権利を他の者に移転若しくは付与するべきであるか否か

(2) (1) の一般性を害することなく、同項に基づく命令には、次の規定を含めることができる。

(a) 同項に基づく付託を行った者を特許所有者として登録された者に含めるべき旨(その他の者を除くか否かを問わない)を指示するもの

(b) ある取引、証書又は事件であってそれにより前記の者が当該特許における又は当該特許に基づく権利を取得したものの登録を指示するもの

(c) 当該特許による又は当該特許に基づくライセンス又は他の権利を付与するもの

(d) 特許所有者又は当該特許における若しくは当該特許に基づく権利を有する者に対して、当該命令の他の規定を実行するのに必要な当該命令に定める事柄を行うことを指示するもの

(3) (2) (d) に基づく指示を与えられた者が当該指示を実行するために必要な事柄を当該指示を含む命令の日から 14 日以内に行わなかった場合は、登録官は、何れかの者であってその者の有利なように又はその者の付託に基づいて当該指示を含む命令が下されたものが登録官に対して行った申請に基づき、当該指示が与えられた者の代理として前記の事柄を行うことをその者に授権することができる。

(4) 登録官が、本条に付託により、当該特許を付与される権原のない者に(単独でか他の者と共にかを問わない)当該特許が付与されたと認め、かつ、第 77 条に基づいて行われた申請により、その理由による当該特許の条件付又は無条件の取消を命じた場合は、登録官は、当該申請を行った者又はその権原承継人は、第 81 条に従うことを条件として、次の特許の新たな

出願を行うことができる旨を命じることができ、かつ、当該新たな出願が行われた場合は、その出願は、当該付託が関係する特許の出願日に出願されたものとして扱われる。

- (a) 無条件取消の場合は、特許明細書に含まれる事項の全部に係る特許、また
 - (b) 条件付取消の場合は、登録官の意見によれば第 80 条に基づく修正により明細書から除かれるべき事項に係る特許
- (5) (1)に基づく付託により、
- (a) 当該特許を付与される権原のない者に当該特許が付与されたとの理由で、当該付託が関係する特許を移転するとの本条に基づく命令を下してはならず、かつ
 - (b) 当該付託がその付与日に開始する 2 年の期間の満了後に行われた場合は、前記の理由による(4)に基づく命令を下してはならない。ただし、当該特許の所有者として登録された者が、付与の時点又は場合により当該特許の同人への移転の時点において、同人には当該特許を受ける権原がないことを知っていたことが証明されたときはこの限りでない。
- (6) 本条に基づく命令は、受託者又は死亡者の人格代表者の相互の権利若しくは義務に、又はそれらの権利若しくは義務自体に影響を及ぼすように下してはならない。
- (7) 本条に基づいて登録官に問題が付託された場合は、当該付託の通知が当該特許の所有者として又は当該特許における若しくは当該特許に基づく権利を有するとして登録されているすべての者(当該付託の当事者を除く)になされている場合を除き、当該付託に基づいて(2)又は(4)による命令を下してはならない。
- (8) 本条に基づく付託に関して、登録官に付託された問題については裁判所の方がより適切に決定を下せるであろうと登録官が考える場合は、登録官は、当該問題の処理を拒絶することができ、かつ、裁判所は、そのような問題について決定を下し宣言を行う裁判所の権限を害することなく、そのようにする権限を有する。
- (9) 裁判所は、前記の宣言的権限に依拠した手続が当該特許の付与日に開始する 2 年の期間の満了後に開始された場合は、当該権限を行使して、当該特許を付与される権原のない者に当該特許が付与されたか否かの問題について決定を下してはならない。ただし、当該特許の所有者として登録された者が、付与の時点又は場合により当該特許の同人への移転の時点において、同人には当該特許を受ける権原がないことを知っていたことが証明されたときはこの限りでない。

第 49 条 第 48 条に基づく特許移転の効果

- (1) 特許をある者(旧所有者)から 1 又は複数の者(旧所有者を含むか否かを問わない)に移転すべき旨の第 48 条に基づく命令が下されたときは、(2)に該当する場合を除き、旧所有者が付与又は設定したライセンスその他の権利は、第 44 条及び当該命令の規定に従うことを条件として、効力を維持するものとし、かつ、移転命令が下された特許を受ける者(新所有者)が付与したものとして扱われる。
- (2) (特許を付与される権原のない者に特許が付与されたとの理由により)特許を旧所有者から旧所有者でない 1 又は複数の者に移転すべき旨の命令が下された場合は、当該特許による又は当該特許に基づくライセンスその他の権利は、当該命令の規定及び(3)に従うことを条件として、前記の者の新特許所有者としての登録時に失効する。
- (3) (a) 特許を(2)にいうように移転すべき旨、又は
- (b) 旧所有者以外の者が新しい特許出願を行うことができる旨の命令が下された場合におい

て、

前記の条に基づく問題の付託の結果そのような命令の執行が登録される前に、旧所有者又は当該特許のライセンシーが善意で、

(i) 問題の発明をブルネイ・ダルサラームにおいて実施し、又は

(ii) そうするための実際上のかつ真摯な準備を行ったときは、

旧所有者又はライセンシーは、所定の期間内に新所有者に請求を行った時に、当該発明が新出願の主題である限り、当該発明の実施を継続するか又は場合により当該発明を実施するライセンスを付与される権原を取得する。

(4) そのようなライセンスは、合理的な期間につき、合理的な条件で付与される。

(5) 当該特許の新所有者又はそのようなライセンスを付与される権原を有する旨を主張する者は、その者がそのような権原を有するか否か、及びそのような期間又は条件が合理的であるか否かの問題を登録官に付託することができる。

(6) 登録官は、(5)にいう問題について決定を下すものとし、また、適切と考える場合は、当該ライセンスの付与を命じることができる。

第 IX 部 従業者発明

第 50 条 従業者発明を受ける権利

(1) 如何なる法規にも拘らず、従業者が行った発明は、同人とその使用者との間では、本令の適用上及び他のすべての目的で、使用者に属するものとみなされる。ただし、次の何れかを条件とする。

(a) 当該発明が従業者の通常の職務の過程において、又は従業者の通常の職務に該当しないが特に同人に割り当てられた職務の過程において行われ、かつ、何れの場合における状況も、職務の遂行から発明が生じることが合理的に予想され得るものであったこと

(b) 当該発明が従業者の職務の過程において行われ、かつ、発明を行った時点において、職務の内容、及び職務の内容から生じる特定の責任のゆえに従業者が使用者の事業の利益を増進する特別の義務を負っていたこと

(2) 従業者が行ったその他の発明は、同人とその使用者との間では、前記の目的で、使用者に属するものとみなされる。

(3) 本条に基づいて、発明が従業者とその使用者との間において従業者に属する場合は、

(a) 特許出願を進める目的で、当該従業者若しくは同人に基づいて権利主張する者により若しくはそれらの代理として行われる何事も、又は

(b) 当該発明を実行するか若しくは実施する目的で、ある者により行われる何事も、当該従業者とその使用者との間において使用者が権原を有する、当該発明に関連するひな形又は書類に係る著作権又は意匠権を侵害するとはみなされない。

(4) (3)において特許出願というときは、発明に係るその他の保護を求める申請を含み、また、ブルネイ・ダルサラーム以外の国の法律又はブルネイ・ダルサラームが当事国である条約に基づく特許又はその他の保護を求める申請を含む。

第 51 条 補足規定

(1) この部は、従業者が発明を行った時点において次の条件の何れかが満たされていた場合を除いては、当該従業者が行った発明に適用されない。

(a) 当該従業者が主としてブルネイ・ダルサラームにおいて雇用されていたこと

(b) 当該従業者は何れの場所においても主として雇用されていることがなかったか又は同人の雇用場所を決定することができなかったが、同人の使用者がブルネイ・ダルサラームに事業場所を有し、当該従業者がそこに所属していたこと。同人が他所にも所属していたか否かは問わない。

(2) この部において、文脈上他を意味する場合を除いて、従業者による発明の達成というときは、同人が発明を単独で又は他人と共同で行ったことをいい、他の従業者による発明の達成において同人が助言その他の助力を行ったに過ぎない寄与は含まない。

(3) 第 50 条において特許及び特許の付与というときは、それぞれ、特許又はその他の保護、及びブルネイ・ダルサラームの法律若しくは他国において効力を有する法律に基づいてか条約若しくは国際協定に基づいてかを問わず、それが付与されることを指す。

(4) この部の如何なる規定も、発明を受ける権利に関する合意又は契約の効力を妨げるものと解してはならない。

第 X 部 特許製品に関する契約

第 52 条 この部の適用

この部は、次に掲げるものであって本令の施行日前に締結されたか又は付与されたもののみ
に適用される。

- (a) 特許製品の供給に係る契約
- (b) 特許発明を実施するライセンス
- (c) 前記の供給又はライセンスに関する契約

第 53 条 一定の制限条件の無効

(1) 本条に従うことを条件として、特許製品の供給に係る契約若しくは特許発明を実施する
ライセンス又は当該供給若しくはライセンスに関する契約の条件は、次に掲げることの何れ
かを意味する限り、無効とする。

(a) 供給に係る契約の場合において、供給を受ける者に対して、特許製品以外のものを供給
者若しくはその名義人から取得することを義務付けること、又は、特定の者から取得するこ
と又は供給者若しくはその名義人以外の者から取得することを禁止すること

(b) 特許発明を実施するライセンスの場合において、ライセンシーに対して、特許発明製品
以外のもの若しくは(特許発明が方法である場合は)当該方法により直接的に得られたか若し
くは当該方法が使用された製品以外のものをライセンサー若しくはその名義人から取得する
ことを義務付けること、又は、特定の者から取得すること若しくはライセンサー若しくはそ
の名義人以外から取得することを禁止すること

(c) 両方の場合において、供給を受ける者若しくはライセンシーに対して、供給者若しくは
ライセンサー若しくはこれらの名義人により供給されていない物品(特許製品か否かを問わ
ない)若しくは前掲の者に属していない特許方法を用いることを禁止すること、又は、供給を
受ける者若しくはライセンシーの前記の物品若しくは方法を使用する権利を制限すること

(2) 何れかの者に対する特許侵害手続において、原告により若しくは原告の同意を得て締結
された特許に関する契約、又は原告により若しくは原告の同意を得て付与された特許に基づ
くライセンスであって、何れの場合も本条により無効である条件を含んでいるものが侵害時
に効力を有していた旨を証明することは、抗弁となる。

(3) 次の場合は、契約又はライセンスの条件が本条により無効となることはない。

(a) 契約締結又はライセンス付与の時点において、供給者又はライセンサーが、供給を受け
る者又はライセンシーに対して、契約又はライセンスに定める合理的な条件に基づいて、(1)
に言及されるような条件なしに、当該製品を供給すること又は当該発明を実施するためのラ
イセンスを付与することの意志があり、かつ

(b) 供給を受ける者又はライセンシーが、3 月の事前通知を書面により他方当事者に行うこ
とにより、更に、大臣が任命する仲裁人が決定する補償金(供給契約の場合は一時金又は契約
の残存期間に係る賃料とし、ライセンスの場合はライセンスの残存期間に係るロイヤルティ
とする)を当該他方当事者に支払うことを条件として、当該契約又はライセンスに基づき、当
該条件を遵守する義務から免れることができる場合

(4) 何れの手続においても、契約又はライセンスの条件が本条により無効である旨の申立が
あった場合は、供給者又はライセンサーは、(3) (a)に記載する事項を証明する責任を負う。

(5) 契約又はライセンスの条件は、それが何れかの者に対して、特定の者により供給される以外の商品を販売することを禁止していること、又は、特許製品を賃借する契約若しくは特許製品を使用するライセンスの場合は、それが特許製品を修理する若しくは良好な状態に保つのに必要な、特許製品の新しい部品を供給する権利を寄託者若しくはライセンサー若しくはその名義人に留保していることのみを理由により本条に基づいて無効となることはない。

第 54 条 一定の契約の部分の終了

(1) 特許製品の供給に係る契約若しくは特許発明を実施するライセンス又は当該供給若しくはライセンスに関する契約は、契約締結又はライセンス付与の時点において当該製品又は発明を保護していた特許又はすべての特許が失効した後はいつでも、また、当該契約若しくはライセンス又はその他の契約の如何なる別段の規定にも拘らず、当該契約又はライセンスが当該製品又は発明に関係している範囲で(かつ、その範囲に限り)、何れの当事者も、他方当事者に書面による 3 月の事前通知を行うことにより、終了することができる。

(2) (1)において、「特許製品」及び「特許発明」は、それぞれ、特許出願の対象である製品及び発明を含むものとし、かつ、同項は、当該製品又は発明を保護していた特許であって契約締結又はライセンス付与の時点後に付与されたものに関しては、その時点前に出願されていた出願に基づいて、その時点で効力を有した特許に適用されるように、適用される。

(3) (1)に該当する契約又はライセンスの何れかの当事者が行った本条に基づく申請により、特許が失効した結果、当該契約又はライセンスのすべての条件を遵守し続けることを申請人に義務付けるのは不当であると裁判所が認めた場合は、裁判所は、事件のすべての事情を考慮して、当事者間において公正であると裁判所が考えるように前記の条件を変更する命令を下すことができる。

(4) 他の回収の権利を害することなく、(1)の如何なる規定も、2006 年分割払い購入令(S44/2006)にいう意味での分割払い購入契約に基づき賃貸した財産を回収する権原を何人かに与えるものと解してはならない。

(5) 本条は、契約の目的達成不能に関する法規を害するものではなく、かつ、本条を除けば行使可能な契約又はライセンスを終了する権利を害するものでもない。

第 XI 部 実施許諾用意及び強制ライセンス

第 55 条 実施許諾用意

- (1) 特許の付与後はいつでも、その所有者は、当該特許に基づくライセンスを当然の権利として利用できる旨を登録簿に記入するよう登録官に申請することができる。
- (2) (1)に基づく申請が行われた場合は、登録官は、当該特許における又はそれに基づく権利を有するものとして登録されている者に対して当該申請について通知するものとし、かつ、特許所有者が当該特許に基づいてライセンスを付与することを契約により妨げられていないと認めた場合は、登録官は、前項の記入を行う。
- (3) 特許に関して(2)に基づく記入が行われた場合は、
 - (a) 何人も、当該記入が行われた後はいつでも、合意により又は合意がない場合は特許所有者若しくは当該ライセンスを必要とする者の申請に基づき登録官により定められる条件による特許に基づくライセンスを受ける権原を当然の権利として有し、
 - (b) 登録官は、当該記入が行われる前に当該特許に基づいて付与されたライセンスの所有者の申請に基づき、当該ライセンスを前記のように定められる条件による実施許諾用意によるライセンスに変更するよう命じることができ、
 - (c) 特許侵害手続において、被告がそのような条件でのライセンスを受けることを約束した場合は、同人に対する差止命令は下されず、かつ、損害賠償として被告から回収することができる金額(存在する場合は、当該条件でのライセンスが最初の侵害前に付与されていたとしたならばライセンシーとしての被告が支払うべきであったと思われる金額の2倍を超えてはならず、更に
 - (d) 当該記入の日後に当該特許に関して納付するべき更新手数料は、当該記入が行われなかったとしたならば納付するべきと思われる手数料の半額とする。
- (4) (3)(c)にいう約束は、不利の告白なしに、手続における最終命令前のいつでも行うことができる。
- (5) 実施許諾用意に基づくライセンシーは、(その条件が合意により定められるライセンスの場合は、当該ライセンスに別段の明示の規定がない限り)特許所有者に対して、特許侵害を防止するための手続を取るよう請求することができる。
- (6) 所有者が、そのような請求を受けてから2月以内に(5)にいう手続を取ることを拒絶するか又は怠る場合は、ライセンシーは、同人が所有者であるものとして、自己の名義で、所有者を被告とする侵害手続を提起することができる。
- (7) そのように被告として追加された所有者は、自ら出頭して手続に参加する場合を除いて、如何なる費用又は経費についても義務を負わない。

第 56 条 第 55 条に基づいて行われた記入の抹消

- (1) 特許に関して第 55 条に基づく記入が行われた後いつでも、特許所有者は、当該記入の抹消を登録官に申請することができる。
- (2) (1)に基づく申請が行われ、かつ、当該記入が行われなかったとしたならば納付するべきであったと思われるすべての更新手数料の残高が納付された場合において、当該特許に基づくライセンスが存在していないか又は当該特許に基づくすべてのライセンシーが当該申請に同意していると認めたときは、登録官は、当該記入を抹消することができる。

(3) 特許に関して第 55 条に基づく記入が行われた後所定の期間内に、自己が利害関係を有している契約により、特許所有者が当該特許に基づくライセンスを付与することを妨げられているか又は記入の時点において妨げられていた旨を申し立てる者は、当該記入の抹消を登録官に申請することができる。

(4) 登録官が、(3)に基づく申請に関して、特許所有者が前記のように妨げられているか妨げられていたと認めた場合は、登録官は、当該記入を抹消するものとする。

(5) 所有者は、登録官が定める期間内に、当該記入が行われていなかったならば納付すべきであったと思われるすべての更新手数料の残高に等しい金額を納付する義務を負い、かつ、その金額がそのように納付されなかった場合は、当該特許は、前記の期間の満了時に失効する。

(6) 本条に基づいて記入が抹消された場合は、特許所有者の権利及び義務は、抹消後は、記入が行われていなかったのと同様であるものとする。

(7) 本条に基づいて申請が行われたときにおいて、

(a) (1)に基づく申請の場合は、何人も、また

(b) (3)に基づく申請の場合は、特許所有者は、

所定の期間内に、当該抹消に対する異議申立を登録官に通知することができる。

(8) 登録官は、本条に基づいて申請を検討するに当たっては、当該異議申立が正当であるか否かについて決定を下す。

第 57 条 強制ライセンス

(1) 利害関係人は、特許に基づくライセンスの付与が非競争的慣行を是正するために必要であるとの理由に基づいて、ライセンスの付与を裁判所に申請することができる。

(2) (1)の一般性を害することなく、裁判所は、次のことを条件として、非競争的慣行を是正するためにライセンスの付与が必要である旨の決定を下すことができる。

(a) ブルネイ・ダルサラームに当該特許発明の市場が存在し、

(b) 当該市場は、

(i) 供給を受けていないか、又は

(ii) 合理的な条件で供給を受けておらず、かつ

(c) 裁判所が、特許所有者には特許発明を合理的な条件で、直接に又はライセンシーを通じて、当該市場に供給しない正当な理由がないと考えていること

(3) 本条に従うことを条件として、(1)にいう理由が確認されたと裁判所が認める場合は、裁判所は、当該申請に従って、裁判所が適切と考える条件で、ライセンス付与の命令を下すことができる。

(4) 本条に基づいて付与されるライセンスは、

(a) 排他的なものではなく、かつ

(b) 特許発明が利用されている事業の営業権と関連せずに譲渡してはならない。

(5) 本条に基づいてライセンスが付与された理由が消滅し、再び生じそうにないと裁判所が認めた場合は、裁判所は、何れかの利害関係人の申請により当該ライセンスを終了させることができる。

(6) 本条に基づいて何れかの者にライセンスが付与された場合は、その者は、その者と特許権者との間で合意されるか若しくは合意される方法により決定されるか、又は合意がない場

合はその者若しくは特許権者の申請に基づいて裁判所が決定する報酬を特許権者に支払わなければならない。

(7) 本条に基づく申請に関する裁判所の権限は、発明者又は特許を受ける有利な権原を有する他の者が、当該ライセンスの経済的価値を考慮して合理的な報酬を受けることを確保する目的で行使されるものとする。

(8) ブルネイ・ダルサラームが当事国である特許に関する条約又は国際協定と矛盾する命令を本条に基づく申請に従って下してはならない。

第 XII 部 政府の用のための特許発明の利用

第 58 条 政府及び授権された者による特許発明の利用

(1) 第 61 条, 第 62 条及び第 63 条に従うことを条件として, ただし本令の他の条に妨げられることなく, 政府及び書面により政府の授権を受けた者は,

(a) 公共の非営利目的で, 又は

(b) 国家非常事態その他の緊急事態のために若しくはその間は,

特許発明に関して如何なる事も行うことができ, かつ, 本条により行われた如何なる事も, 特許侵害とはならない。

(2) (1)の一般性を害することなく, 第 61 条, 第 62 条及び第 63 条に従うことを条件として, ただし本令の他の条に妨げられることなく, 政府及び書面により政府の授権を受けた者は, 国家非常事態その他の緊急事態のために又はその間は, 如何なる関係健康製品も輸入することができ, かつ, そのように輸入された関係健康製品に関して如何なる事柄も行うことができる。ただし, 政府が関係健康製品に関して TRIPS 理事会に關係通知を行っていることを条件とする。

(3) 本条及び第 59 条の適用上,

(a) 国王陛下の政府とブルネイ・ダルサラーム以外の国の政府との間の協定又は取決めに基づく, 当該外国の防衛のために必要な物品の当該外国政府への供給のための発明の利用は, 公共の非営利目的での発明の利用とみなされ, また

(b) 本条に従って事を行う政府又は政府の授権を受けた者の権限は, 集積回路に関する特許の場合は, 当該発明の公衆への販売には及ばないものとする。

(4) 本条により授与された権限の行使により販売された物品の購入者及び当該購入者を通じて権利主張を行う者は, 特許が政府のために所有されているのと同様に当該物品を取り扱う権限を有する。

(5) 本条において,

「集積回路」とは, その最終の又は中間の形態において, その中で複数要素(その少なくとも 1 は能動素子であるものとする)及び一部又は全部の相互接続が 1 の材料の内部及び表面又は内部若しくは表面において集積して構成されている製品であって, 電子的機能を果たすことを意図されているものをいう。

「關係通知」とは, 次の要件を満たす通知をいう。

(a) ドーハ宣言実施決定の(2)(a), 又は

(b) TRIPS 協定の附属の 2(a)

第 59 条 政府の利用に関する第三者の権利

(1) 次の事柄に関しては, 本項が適用されるライセンス, 譲渡又は合意の規定は, 第 61 条, 第 62 条及び第 63 条に従うことを条件として, それらの規定が当該発明の実施, 若しくはそれに関係するひな形, 書類若しくは情報の利用を制限若しくは規制するか, 又は当該実施若しくは利用に関して若しくはそれらに言及することによって算出される支払の履行について規定している限りにおいて効力を有さない。

(a) 第 58 条に従って政府若しくは書面により政府の授権を受けた者が行った事柄, 又は

(b) 政府の命令により,

- (i) 公共の非営利目的で、若しくは
 - (ii) 国家非常事態その他の緊急事態のために若しくはその間に、特許発明に関して特許所有者が、若しくは出願が行われてなお係属中の発明に関して当該特許出願の所有者が行った事柄
- (2) 前記の実施又は利用に関連するひな形又は書類の複製又は刊行は、当該ひな形又は書類に存在する著作権又は意匠権の侵害であるとはみなされない。
- (3) (1)は、本令施行日の前後を問わず、(一方で)特許所有者若しくは特許出願人である者又はその者から権原を得た者若しくはその者に権原を与えた者と、(他方で)政府以外の者との間で設定されたライセンス、譲渡又は合意に適用される。

第 60 条 政府の利用に関する紛争の付託

- (1) 政府若しくは政府の授権を受けた者による第 58 条により与えられた権限の行使に関する、又は第 58 条に基づく事柄を行う条件に関する紛争は、当該発明に特許が付与された後、何れの紛争当事者も裁判所に付託することができる。
- (2) 裁判所は、本条に基づいて裁判所に付託された紛争について決定を下すに当たり、次の事項を考慮するものとする。
- (a) 当該発明の特許権者が特許発明に関して政府又は政府の授権を受けた者から直接又は間接に受けたか又は受けることができる利益又は対価
 - (b) 特許発明の経済的価値を考慮して特許権者が合理的な報酬を受けことを確保する必要性
- (3) 本条に基づく手続において特許の有効性が争点とされ、かつ、当該特許が部分的にのみ有効であると認められる場合は、裁判所は、(4)に従うことを条件として、当該特許の有効であると認められ、かつ、第 58 条に従って利用されたと認められる部分に関して、特許所有者に救済を与えることができる。
- (4) 当該手続において特許が部分的にのみ有効であると認められる場合は、裁判所は、特許明細書が善意でかつ合理的な熟練及び知識をもって作成されたことを特許所有者が証明した場合を除いて、費用又は経費としての救済を与えないものとし、また、前記の証明がなされた場合は、裁判所は、特許の有効であってそのように利用された部分に関して、費用及び経費に関する裁判所の裁量に従うことを条件として、救済を与えることができる。
- (5) 第 80 条に基づいてその目的での申請が行われたときは、裁判所は、当該救済の条件として、特許明細書が裁判所に満足の行くように修正されるべき旨を指示することができるものとし、また、そのような申請は、手続における他のすべての争点について既に決定が下されているか否かに拘らず、前記に従って行うことができる。
- (6) 本条に基づく何れの手続においても、裁判所は、いつでも、手続全体、又は手続において生じた何れかの問題若しくは事実に関する争点を、裁判所が指示する条件で、仲裁人に付託すべき旨を命じることができる。本条における裁判所への付託は、それに応じて解するものとする。
- (7) 特許又は特許出願の 2 以上の共同所有者のうちの 1 は、他の者の同意を得ることなく、本条に基づいて紛争を裁判所に付託することができるが、他の者が手続当事者にされない場合は、そうしてはならない。ただし、他の者の何れかが被告とされた場合は、その者は、自ら出頭して手続に参加しない限り、如何なる費用又は経費についても義務を負わない。

第 61 条 第 58 条に基づく権利の内容及び範囲

(1) 第 58 条に基づく特許発明利用の権利は、

(a) 排他的なものでなく、

(b) 当該特許発明が利用されている事業の営業権と関連しないで譲渡されてはならず、また

(c) 第 58 条(3)(a)に拘らず、政府又は同条に基づいて政府の授権を受けた者による、主としてブルネイ・ダルサラームにおける、当該特許発明の供給に限定される。

(2) 第 58 条(2)に基づいて輸入される関係健康製品を利用する第 58 条に基づく権利は、関係健康製品を輸出する権利を含まない。

(3) 裁判所は、何れかの利害関係人の申請により、第 58 条に基づく特許発明利用の権利を終了させることができる。ただし、裁判所が、当該特許発明利用の権利を発生させた事情が消滅し、再び生じそうにないと認めることを条件とする。

(4) 裁判所が第 58 条に基づく特許発明利用の権利を終了させた場合は、裁判所は、必要と考える派生的命令を下すことができる。

第 62 条 特許権者に通知する義務

(1) 第 64 条(1)に定める何れかの事柄が、政府又は書面により政府の授権を受けた者により、公共の非営利目的で特許発明に関して行われた場合は、その事柄を実行したか又はその事柄の実行を授権した政府機関は、その事柄の実行について直ちに特許権者に通知するものとする。

(2) 第 64 条(1)に定める何れかの事柄が政府又は書面により政府の授権を受けた者により、国家非常事態その他の緊急事態のために若しくはその間に、特許発明に関して行われた場合は、その事柄を実行したか又はその事柄の実行を授権した政府機関は、その事柄の実行について合理的に速やかに特許権者に通知するものとする。

第 63 条 報酬を受ける権原を有する特許権者

(1) (2)に従うことを条件として、ある行為が第 58 条に基づいて行われた場合は、政府は、政府と特許権者との間で当該特許発明の経済的価値を考慮して合意されたか若しくは合意された方法により決定されたか、又は合意がないときは第 60 条に基づいて裁判所が決定する報酬を特許権者に支払うものとする。

(2) 第 58 条(2)に基づく関係健康製品の輸入又はその後の利用に関しては、(1)にいう如何なる報酬も支払う義務を生じない。ただし、特許権者が、当該関係健康製品に関して如何なる他の報酬も受領していないか又は受領しないことを条件とする。

第 XIII 部 特許侵害

第 64 条 侵害の意味

(1) 本令の規定に従うことを条件として、ある者が、特許が効力を有する間に、ブルネイ・ダルサラームにおいて、当該特許の所有者の同意を得ないで、当該発明に関して次の事柄の何れかを行ったときに限り、当該発明特許を侵害したものとされる。

(a) 発明が製品である場合は、当該製品を作り、処分し、処分の申出をし、利用し若しくは輸入するか、又は処分のためかそれ以外かを問わず当該製品を保管すること

(b) 発明が方法である場合は、所有者の同意のない当該方法の利用が当該特許の侵害となることを知っているか又はそのことが当該状況での理性を有する者に自明であるときに、ブルネイ・ダルサラームにおいて当該方法を利用し又は利用のための申出をすること

(c) 発明が方法である場合は、当該方法により直接的に得られた製品を処分し、処分の申出をし、利用し若しくは輸入するか、又は処分のためかそれ以外かを問わず当該製品を保管すること

(2) 本項を除けば発明特許の侵害を構成することとなる行為は、それが次の何れかに該当する場合は、そうならないものとする。

(a) 私的に、かつ、非営利目的で行われる場合

(b) 当該発明の主題に関する試験目的で行われる場合

(c) 登録済の医師若しくは歯科医から与えられた処方に従った、個人のための医薬のその場の調合から構成されるか又はそのように調合された医薬の取扱いから構成される場合

(d) ブルネイ・ダルサラーム(その領空及び領水を含む)に一時的若しくは偶発的に入ったか又はこれを横切っている関係航空機、ホバークラフト若しくは運搬手段の本体における製品若しくは方法の使用、若しくはそれらの運転、又は当該関係航空機、ホバークラフト若しくは運搬手段の装備品の使用から構成される場合

(e) 船舶がブルネイ・ダルサラームの領水に一時的又は偶発的に入った状況において、当該船舶の船体又はその機械、船具、器具その他の装備品におけるある製品又は方法の、専ら関係船舶の必要のための使用から構成される場合

(f) (3)及び(6)に従うことを条件として、特許製品又は特許方法により得られたか若しくは特許方法が用いられた製品であって、特許所有者若しくは同人からライセンスを受けた者により又はそれらの者の同意(条件付か否かを問わない)を得て製造されたものの輸入、利用、処分又は処分の申出から構成される場合。以上の適用上、「特許」には、本令に基づいて特許が付与された発明と同一の又は実質的に同一の発明に関してブルネイ・ダルサラーム外の何れかの国において付与された特許が含まれ、「特許製品」、「特許方法」及び「ライセンスを受けた」は、それに応じて解釈される。

(g) 医薬品に係る販売許可申請を裏付けるための、当該特許の主題に関する、(1)に記載された何れかの事柄の実行から構成される場合。ただし、当該申請を裏付けるために提示された何れの物も、次の何れにも該当しないことを条件とする。

(i) ブルネイ・ダルサラームにおいて作られ、使用され又は販売されたこと

(ii) 当該医薬品に係る販売許可の要件を満たすことに関係する目的以外で、ブルネイ・ダルサラーム国外に輸出されたこと

(h) (6)に従うことを条件として、ブルネイ・ダルサラームにおける特定の患者による若しくは

はそれに対する使用のための特許医薬品の輸入，処分若しくは処分の申出，又は前記の患者による若しくはそれに対する当該製品の使用から構成される場合であって次に該当するとき

- (i) 当該患者による又はそれに対する使用のために当該製品が必要とされ，
- (ii) 関係当局が，当該患者による又はそれに対する使用のために当該製品を輸入するために特に許可を与え，かつ
- (iii) 当該製品が，特許所有者又は同人からライセンスを受けた者により又はその同意(条件付か否かを問わない)を得て製造されたこと。(以上の適用上，「特許」には，同一の又は実質的に同一の製品に関してブルネイ・ダルサラーム外の何れかの国において付与された特許が含まれ，「ライセンスを受けた」は，それに応じて解釈される。

(3) 次に該当する場合は，(2) (f) は，何れかの者(本項及び(4)において輸入者という)による特許医薬品の輸入には適用されない。

(a) 当該製品は，特許所有者，又は特許所有者からブルネイ・ダルサラームにおいて当該製品を販売又は頒布するためのライセンスを受けている者により又はその同意(条件付か否かを問わない)を得てブルネイ・ダルサラームにおいて以前販売又は頒布されたことがなく，

(b) 輸入者による当該製品の輸入は，

- (i) 特許所有者と，
- (ii) ブルネイ・ダルサラーム外で当該製品を頒布させるためのライセンスを特許所有者から受けている者，

の間の契約に違反して製品を頒布させる結果となり，かつ

(c) 輸入者が，(b)にいう事項について現実の又は擬制上の知識を有していること

(4) (3)の適用上，輸入者が所定の事項を記載した通知書を受領した場合は，同人は，(3) (b)にいう事項について擬制上の知識を有しているとみなされる。

(5) 疑義を回避するために，(3)において，「特許」には，同一の又は実質的に同一の製品に関してブルネイ・ダルサラーム外の何れかの国において付与された特許は含まれず，「ライセンスを受けた」はそれに応じて解釈される。

(6) (2) (f) 及び(h) は，ブルネイ・ダルサラーム以外の国であって，世界貿易機関の適格輸入加盟国であるものへの輸出のために製造された関係健康製品の輸入，販売又は販売の申出には適用されない。

(7) 本条において，

世界貿易機関との関係での「適格輸入加盟国」とは，世界貿易機関の加盟国であって，

(a) 後発開発途上国であるか，又は

(b) TRIPS 理事会に対し，

(i) ドーハ宣言実施決定の1(b)，若しくは

(ii) TRIPS 協定の付属書1(b)，

にいう通知を出したものをいい，

「関係船舶」及び「関係航空機，ホバークラフト又は運搬手段」とは，それぞれ，ブルネイ・ダルサラーム以外の国であって，次の何れかに該当するものにおいて登録されたか又はそこに属する船舶及び航空機，ホバークラフト又は運搬手段をいう。

(a) パリ条約の当事国

(b) 世界貿易機関の加盟国

第 65 条 特許侵害手続

(1) この部に従うことを条件として、特許所有者は、特許を侵害するとされる行為に関して裁判所に民事手続を提起することができ、かつ、(裁判所のその他の管轄権を害することなく)当該手続において次の事項を請求することができる。

(a) 危惧される侵害行為から被告を抑制する差止命令

(b) 特許侵害に係る特許製品、当該製品が不可分に組み入れられている物品、又は侵害製品の製造において主として用いられている材料及び手段を被告が引き渡すか又は破壊するべき旨の命令

(c) 侵害に関する損害賠償

(d) 侵害から被告が得た利益の返還、並びに

(e) 特許が有効であり、かつ、被告により侵害された旨の宣言

(2) 裁判所は、同一の侵害に関して、特許所有者に損害賠償を認定すること及び特許所有者が前記の利益の返還を受けるべき旨を命じることの双方を行ってはならない。

(3) 特許所有者と他の者とは、相互の合意により、当該他の者が特許を侵害したか否かの問題を登録官に付託することができ、かつ、特許所有者は、付託に際し、(1)(c)及び(e)にいう請求を行うことができる。

(4) 本令において、文脈上他を意味する場合を除き、

(a) 侵害手続及び侵害手続の提起というときは、(3)に基づく付託及び当該付託を行うことも含み、

(b) 原告というときは、特許所有者も含み、

(c) 被告というときは、付託の他方当事者も含む。

(5) (3)に基づく付託に際して、登録官に付託された問題は裁判所の方がより適切に決定を下せるであろうと登録官が考える場合は、登録官は、当該付託を取り扱うことを拒絶することができ、裁判所は、当該付託が裁判所に提起された手続であるものとして当該問題について決定を下す権限を有する。

(6) この部に従うことを条件として、裁判所又は登録官は、本条に基づいて請求される何れかの種類の救済を認めるか否か及び認められる救済の範囲について決定を下す際に、本令の施行日の直前に当該種類の救済に関して裁判所が適用した原則を適用するものとする。

第 66 条 立証責任の転嫁

(1) 特許侵害手続において、特許の主題が新製品を得る方法である場合において、ある製品が新しいものであるか又はその製品が当該方法により作られたとの実質的な見込みが存在し、かつ、特許所有者が合理的な努力を行っても、現実に用いられた方法を決定することができなかったときは、当該製品が当該方法により作られていないことを立証する責任は、侵害者として申し立てられた者にある。

(2) 裁判所は、当事者が本条により同人に課された責任を果たしたか否かを検討するに際して、製造上又は商業上の秘密を開示するよう同人に要求してはならない。ただし、そうすることが不当であると裁判所が考えることを条件とする。

第 67 条 侵害救済の制限

(1) 特許侵害手続において、侵害の日には当該特許の存在を知らず、また、当該特許の存在

を推定する合理的な理由もなかったことを証明した被告に対しては、損害賠償を裁定してはならず、また、利益の返還を命じてはならない。

(2) 製品に「特許」若しくは「特許済」の語、又は製品について特許が取得されたことを示すか仄めかす語が使用されているとの理由のみによっては、ある者が知っていたか又は推定する合理的な理由があったと解してはならない。ただし、特許番号が前記の語に添えられていた場合はこの限りでない。

(3) 特許侵害手続において、裁判所又は登録官は、次の場合の何れかについて、適切と考えるときは、損害賠償を裁定すること、利益の返還を命じること又はその他の救済(裁判所での手続における差止命令を含む)を認めることを拒絶することができる。

(a) 第 35 条(3)に基づいて定める追加期間内に、ただし、更新手数料及び同項の適用上定める追加手数料の納付前に行われた侵害に関する場合

(b) 特許が第 29 条(5)にいう審査報告、第 29 条(6)にいう調査及び審査報告又は第 30 条(2)(b)(vi)にいう特許性に関する国際予備報告に基づいて付与された場合において、侵害されたと申し立てられている(特許明細書中の)何れのクレームも、報告が発行された時点での特許出願中のクレームであって、

(i) 審査され、かつ

(ii) 報告において言及されているもの、

の何れにも関係していないときの何れかの時点で行われたと申し立てられている侵害に関する場合

(c) 特許が第 29 条(2)(c)(ii)にいう対応出願に関する所定の情報又は第 29 条(2)(d)(ii)にいう対応国際出願に関する所定の情報に基づいて付与された場合において、侵害されたと申し立てられている(特許明細書中の)何れのクレームも、何れかのクレームであって、

(i) 当該対応出願又は対応国際出願に関する所定の情報に記載されており、かつ

(ii) そのクレームが新規性、進歩性(又は非自明性)及び産業上の利用性(又は有用性)の規準を満たすと考えられるか否かを決定するために審査されたもの

の何れにも関係していないときの何れかの時点で行われたと申し立てられている侵害に関する場合

(4) 特許明細書の修正が本令の何れかの規定に基づいて認められた場合は、裁判所又は登録官は、修正を認める決定前に行われた特許侵害手続において、損害賠償を裁定し、利益の返還を命じ、又はその他の救済(裁判所における手続での差止命令を含む)を与えてはならない。ただし、裁判所又は登録官が、公告された特許明細書が善意でかつ合理的な熟練及び知識をもって作成されたと認めたときはこの限りでない。

第 68 条 部分的に有効な特許の侵害に係る救済

(1) 特許侵害手続において特許有効性が争点とされ、かつ、当該特許が部分的にのみ有効であると認められた場合は、裁判所又は登録官は、(2)に従うことを条件として、有効でありかつ侵害されたと認められた特許の当該部分に関して救済を与えることができる。

(2) 前記の手続において、特許が部分的にのみ有効であると認められた場合は、裁判所又は登録官は、特許明細書が善意でかつ合理的な熟練及び知識をもって作成されたことを原告が証明した場合を除き、損害賠償、費用又は経費による救済を与えてはならず、また証明した場合は、裁判所又は登録官は、有効でありかつ侵害された特許の当該部分に関して、費用又

は経費に関する及び損害賠償算定の始期に関する裁判所又は登録官の裁量に従うことを条件として、救済を与えることができる。

(3) 裁判所又は登録官は、本条に基づき救済の条件として、第 80 条に基づきその目的で行われる申請により、特許明細書が自らに満足の行くように修正されるべき旨を指示することができ、申請は、手続における他のすべての争点について決定が下されたか否かに拘らず、そのように行うことができる。

第 69 条 優先日前に開始された実施を継続する権利

(1) 発明に関して特許が付与された場合において、当該発明の優先日前にブルネイ・ダルサラームにおいて、

(a) 特許が効力を有していたならば特許侵害を構成することとなる行為を善意で行ったか、又は

(b) 当該行為を行うために実際上のかつ真摯な準備を善意で行った者は、

特許付与に拘らず、当該行為を継続して行うか又は場合により当該行為を行う権利を有する。

(2) (1)により与えられる権利は、前記の行為を行うためのライセンスの他人への付与には及ばない。

(3) 業として当該行為が行われ又は当該準備が行われた場合は、(1)により与えられる権利を受けることのできる者は、

(a) 当該事業において現に同人のパートナーである者による当該行為の実行を許可し、かつ

(b) 当該事業の一部であって、その過程で当該行為が行われたか又は当該準備が行われたものを取得した者に、当該権利を譲渡し又は死亡(若しくは法人の場合は解散)に際しこれを移転することができる。

(4) ある製品が(1)又は(3)により与えられた権利の行使により他人宛てに処分された場合は、当該他人及び同人を通じて権利主張する者は、当該特許の登録所有者が当該製品を処分するのと同様に当該製品を取り扱うことができる。

第 70 条 争われた特許有効性に係る証明書

(1) 裁判所又は登録官における手続で如何なる範囲でも特許有効性が争われ、かつ、裁判所又は登録官が当該特許は全面的に又は部分的に有効であると認定した場合は、裁判所又は登録官は、当該認定及び当該特許の有効性がそのように争われた事実を証明することができる。

(2) 本条に基づいて証明書が与えられた場合において、当該特許の侵害又は当該特許の取消に係る裁判所又は登録官におけるその後の手続で、最終命令又は判決が先の手続において認められた当該特許の有効性に依拠する当事者に有利に下されたときは、当該当事者は、裁判所又は登録官が別段の指示を行った場合を除き、その後の手続における上訴(審判請求)の費用又は経費以外の事務弁護士とその依頼人との間の自己の費用又は経費を受けることができる。

第 71 条 共有者による侵害手続

(1) 2 以上の共同所有者が存在する特許に第 64 条を適用する場合において、所有者というときは、

(a) 何れかの行為との関係では、第 47 条又は同条にいう合意により侵害になることなく当該行為を行うことができる所有者(1 又は複数)を指すものと解釈し、また

(b) 何れかの同意との関係では、第 47 条又は前記の合意により必要な同意を与えるのに適切な者である所有者(1 又は複数)を指すものと解釈する。

(2) 特許の 2 以上の共同所有者の 1 は、他の共同所有者の合意を得ることなく、当該特許を侵害するとされる行為に関して手続を提起することができるが、他の共同所有者が当該手続の当事者にされない場合は、そうしてはならない。ただし、他の共同所有者の何れかが被告にされた場合は、その者は、出頭して当該手続に参加しない限り、費用又は経費について義務を負わない。

第 72 条 排他的ライセンスによる侵害手続

(1) 特許に基づく排他的ライセンスの所有者は、当該ライセンスの日後になされた当該特許の侵害に関して、当該特許の所有者と同一の、手続を提起する権利を有する。また、本令において侵害に関して特許所有者というときは、これに応じて解釈するものとする。

(2) 裁判所又は登録官は、前記の手続において損害賠償を認定し又はその他の救済を与える際に、排他的ライセンス自体が侵害の結果被ったか若しくは被る虞がある損失、又は場合によりそれが排他的ライセンス自体の権利の侵害を構成する限りにおいて当該侵害から得られた利益を考慮に入れるものとする。

(3) 本条に基づいて排他的ライセンスが取った手続において、特許所有者が当該手続の当事者とされる必要はないが、被告にされた場合は、出頭して当該手続に参加しない限り、費用又は経費について義務を負わない。

第 73 条 侵害手続に対する不登録の効果

第 44 条が適用される取引、証書又は事件により、ある者が特許の所有者若しくは共同所有者の 1 又は特許の排他的ライセンスになり、かつ、当該特許がその後に侵害された場合は、裁判所又は登録官は、当該取引、証書又は事件が登録される前に生じた当該その後の侵害に関して、同人に損害賠償を認定し又は同人に利益が返還されるべき旨の命令を下してはならない。ただし、

(a) 当該取引、証書又は事件が、その日付をもって開始する 6 月の期間内に登録されるか、又は

(b) 裁判所若しくは登録官が、当該取引、証書又は事件を当該期間の満了前に登録することは不可能であったことかつこれらが当該期間満了後に速やかに登録されたことを認めた場合はこの限りでない。

第 74 条 出願公告により与えられた権利の侵害

(1) 発明特許出願が公告された場合は、出願人は、本条に従うことを条件として、公告から特許の付与まで、特許が出願公告日に付与されていたならば有していたと思われるものと同一の、特許侵害となる行為に関する損害賠償手続を裁判所又は登録官に提起する権利を有する。

(2) 第 64 条から第 67 条まで及び第 71 条から第 73 条までにおいて特許及び特許所有者というときは、それぞれ、特許出願及び特許出願人を含むと解釈し、かつ、特許が効力を有する、

付与される、有効である又は存在するというときは、それに応じて解釈する。

(3) 出願人は、如何なる行為に関しても本条による手続を提起することができる。ただし、次の場合が該当するときに限る。

(a) (手続を提起するのが)特許付与後であり、かつ

(b) 特許が出願公告日に付与されていたならば、当該行為は、特許のみならず、登録局が出願公告の準備を完了する直前に出願に記載されていた形でのクレーム(説明及び説明又はクレームにおいて言及された図面により解釈されるもの)も侵害していたと思われる場合

(4) 第 67 条(3)及び(4)は、本条により与えられた権利の侵害には適用されないが、裁判所又は登録官は、当該侵害に係る損害賠償額を検討するに際し、第 27 条に基づいて公告された出願の検討から、前記の権利を侵害すると認められたのと同種類の行為からの保護を特許所有者に与える特許が付与されると予想するのが合理的であったと思われるか否かを検討し、裁判所又は登録官が、それは合理的でなかったと思われると認めた場合は、裁判所又は登録官は、損害賠償額を正当と考える金額に減額するものとする。

第 75 条 侵害手続をもってする、根拠のない脅迫に係る救済

(1) ある者(特許所有者又は特許における何れかの権利を受ける権原を有する者か否かを問わない)が回状、広告又はその他の方法により、特許侵害手続をもって他人を脅迫した場合は、脅迫による被害者(脅迫されている者か否かを問わない)は、(4)に従うことを条件として、脅迫者に対し、裁判所において手続を提起し、(3)にいう救済を請求することができる。

(2) 当該手続において、原告が前記のように脅迫が行われたことを証明し、かつ、同人が当該脅迫による被害者であることを裁判所に納得させた場合は、原告は、請求された救済を受けることができる。ただし、次に該当する場合を除く。

(a) 被告が、手続をもってする脅迫の対象である行為が特許侵害を構成するか又は実際に行われたならば特許侵害を構成することになることを証明し、かつ

(b) 原告が、侵害されたとされる特許が関係する点において無効であることを証明しない場合

(3) 前記の救済は、次のとおりとする。

(a) 当該脅迫は不当なものである旨の宣言

(b) 当該脅迫の継続に対する差止命令、及び

(c) 当該脅迫により原告が被った損失に関する損害賠償

(4) 処分のために製品を製造若しくは輸入すること又は方法を利用することから成るとされる侵害に関して手続を提起するとの脅迫に関しては、本条に基づいて手続を提起することはできない。

(5) 特許の存在の単なる通知は、本条にいう意味での手続をもってする脅迫を構成しない旨をここに宣言する。

(6) 本条の如何なる規定も、弁護士及び事務弁護士又はその他の者を、当該弁護士及び事務弁護士又はその他の者がその専門家的資格で依頼人の代理として行った行為に関して、本条に基づく訴訟に係る責任を問うものではない。

第 76 条 不侵害に関する宣言

(1) 本条とは別個に宣言を行う裁判所の権限を害することなく、裁判所又は登録官は、次の

ことが証明されたときは、特許所有者により別段の主張が行われていなくても、ある行為又は意図された行為が特許侵害を構成しない旨の宣言を、当該行為を行ったか又は行うことを意図した者と特許所有者との間の手続において行うことができる。

(a) その者が特許所有者に対し、請求された宣言の内容の確認書を書面により請求し、かつ、問題の行為の全詳細を特許所有者に書面により提供したこと、及び

(b) 特許所有者が当該確認を与えることを拒絶したか又は怠ったこと

(2) 本条に基づいて登録官が行った宣言は、裁判所が行った宣言と同一の効力を有する。

第 XIV 部 特許の取消及び有効性手続

第 77 条 申請に基づいて特許を取り消す権限

(1) 本令に従うことを条件として、登録官は、何れかの者の申請により、次の何れかの理由のみに基づいて、発明特許を命令により取り消すことができる。

- (a) 発明が特許を受けることができる発明でないこと
 - (b) 特許が当該特許を付与される権原のない者に付与されたこと
 - (c) 特許明細書が、当該技術の熟練者が当該発明を実施できるように明確かつ完全に当該発明を開示していないこと
 - (d) 特許明細書において開示されている事項が次の出願において開示された事項を超えていること
 - (i) 出願時の特許出願、又は
 - (ii) 特許が第 20 条(3)若しくは第 48 条(4)に基づき、若しくは第 26 条(11)に従い出願された新規の出願に基づいて付与された場合は、出願日及び優先権の基礎となった、本令に基づいて出願された出願時の先の出願
 - (e) 修正又は訂正が次の明細書に施されており、かつ、それが許容されるべきでなかったこと
 - (i) 特許、又は
 - (ii) 特許出願
 - (f) 特許が次のように取得されたこと
 - (i) 不正に、
 - (ii) 不実表示により、又は
 - (iii) 所定の重要な情報の非開示若しくは不正確な開示により。当該情報を提供する義務を負っていた者が当該情報又は不正確さを知っていたか若しくは合理的に知っているべきであったか否かを問わない。
 - (g) 当該特許が、同一の発明に係る、同一の優先日を有する、同一の者又はその権原承継人により出願された 2 以上の特許の 1 であること
- (2) 登録官は、(1) (a), (c), (d) 及び (e) に定める理由の何れかにより特許を取り消す命令を求める何れかの者の申請に基づいて、(3) に従うことを条件として、当該特許が前記の理由の何れかにより取り消されるべきであるか否かを決定するために当該特許を審査官に再審査させ、かつ、所定の再審査手数料を納付するよう申請人に要求することができる。
- (3) 登録官は、特許取消の申請人が所定の期間内に、手続の費用又は経費に関して登録官が定める保証金を供託しなかった場合は、(2) に基づいて特許を再審査させてはならない。この場合、取消申請は、放棄されたものとして扱う。
- (4) (1) (b) にいう理由に基づく特許取消申請は、
- (a) 宣言を求める訴訟において裁判所により、又は第 48 条に基づく付託において裁判所若しくは登録官により、当該特許を付与される権原か、若しくは取消を求められている特許明細書に含まれる事項の一部に係る特許を付与される権原を有すると認められた者のみが行うことができ、かつ
 - (b) 取消が求められている特許の付与日に開始する 2 年の期間の終了後に前記の訴訟が開始されたか又は前記の付託が行われた場合は、当該特許の所有者として登録された者が当該特

許の同人に対する付与又は移転の時に同人には当該特許を受ける権原がないことを知っていたことが証明されない限り、行うことができない。

(5) 本条に基づく命令は、次の何れかとすることができる。

(a) 当該特許の無条件取消に係る命令

(b) (1)にいう理由の1が確認されたが、限られた範囲のみ当該特許を無効にする場合は、明細書が特定の期間内に登録官に満足の行くように第80条に基づいて修正されない限り、当該特許は取り消すべきである旨の命令

(6) 登録官の決定又は登録官に起因する上訴(審判請求)に基づく決定は、特許侵害が争点になっている民事訴訟の当事者が、争点の何れかが前記の決定において決定されたか否かに拘らず、(1)にいう理由の何れかに基づいて特許の無効を申し立てることを妨げない。

(7) 本条に基づく特許取消命令は、特許付与日から効力を有する。

(8) 特許取消申請人が同人の申請を中止するか又は取り下げた場合は、同人は、登録官が決定する手続の費用又は経費を納付しなければならない。

(9) 特許取消命令の申請は、

(a) 所定の様式により作成して所定の方法で登録局に提出し、かつ

(b) 所定の手数料を添えなければならない。

(10) 第89条は、特許を再審査させるとの本条に基づく登録官の決定に関しては適用されない。

第78条 登録官の特許取消権限

特許を付与された発明が第14条(3)のみに基づいて技術水準の一部を構成したと登録官が考える場合は、登録官は、自らの判断により、命令によって当該特許を取り消すことができるが、特許所有者に対して、意見を述べ、かつ、前記のように技術水準の一部を構成した事項を第81条に違反することなく除くために特許明細書を修正する機会を与えないでそうしてはならない。

第79条 特許の有効性を争点にすることができる手続

(1) 特許の有効性は、本条に従うことを条件として、次の何れかが該当する場合に、争点とすることができる。

(a) 第65条に基づく特許侵害に係る手続又は第74条に基づく出願公告により与えられた権利の侵害に係る手続において、防御の方法として

(b) 第75条に基づく手続において

(c) 第76条に基づいて特許に関する宣言が求められている手続において

(d) 特許の取消に係る第77条に基づく登録官における手続において

(e) 第58条又は第60条に基づく手続において

(2) 特許の有効性は、その他の手続において争点とすることはできず、特に、特許の有効性又は無効に関する宣言のみを求める如何なる手続も提起すること(本令に基づくか又はその他に基づくかを問わない)ができない。

(3) 特許の有効性を争点となし得る唯一の理由(第77条に基づく取消手続においてか又はその他においてかを問わず)は、当該特許を同条に基づいて取り消し得る理由である。

(4) (1)にいう何れの手続においても、第77条(1)(b)にいう理由に基づいて何れかの者が争

点とする特許の有効性に関して決定を下してはならない。ただし、次の事情がある場合はこの限りでない。

(a) 前記の者が開始した権原の有無を問う手続において又は当該特許の有効性が争点となっている手続において、当該特許は前記の者に付与されるべきであって、他の者に付与されるべきではなかった旨の決定が下され、また

(b) 権原の有無を問う手続においてそのような決定が下された場合を除き、当該特許の有効性が争点となっている手続が特許付与日に開始する2年の期間の終了前に開始されたか、又は当該特許の所有者として登録された者が、当該特許が同人に付与又は移転された時点において同人には当該特許を受ける権原がないことを知っていたことが証明された。

(5) 防御又は反訴の方法として特許有効性が争点とされている場合において、裁判所又は登録官は、そうすることが公正であると考えるときは、(4)(a)の条件を満たす機会を被告に与えるものとする。

(6) (4)において、特許に関して「権原の有無を問う手続」とは、特許がそれを受ける権原のない者に付与されたとの理由に基づく第48条(1)にいう付託又は特許がそのように付与された旨の宣言を求める手続をいう。

(7) (1)にいう本令の何れかの規定に基づく特許に関する手続が裁判所に係属中である場合は、第65条(3)、第74条、第76条又は第77条に基づく当該特許に関する如何なる手続も、裁判所の許可を得ないで、登録官において提起してはならない。

(8) 本令の適用上、第78条に基づいて特許取消の可否を決定するために登録官が特許有効性を検討しているとの理由のみによっては、特許有効性が争点とされてはいいない旨をここに宣言する。

第 XV 部 特許及び出願の修正

第 80 条 侵害又は取消手続における特許の修正

(1) 裁判所又は登録官における手続であって特許有効性が争点とされているものにおいて、裁判所又は場合により登録官は、第 81 条に従うことを条件として、裁判所又は登録官が適切と考える方法で、また、意図されている修正の公告及び広告並びに費用、経費その他に関する、裁判所又は登録官が適切と考える条件に従うことを前提として、特許明細書を修正することを特許所有者に認めることができる。

(2) 何人も、本条に基づいて特許所有者が申し立てた修正に対する異議申立を裁判所又は登録官に通知することができ、かつ、同人がそのようにした場合は、裁判所又は登録官は、特許所有者に通知すると共に、当該修正又は他の何れかの修正を認めるべきか否かについて決定を下す際に、当該異議申立を考慮する。

(3) 本条に基づく特許明細書の修正は、特許付与から効力を有し、かつ、常に効力を有してきたものとみなされる。

(4) 本条に基づく命令を求める申請が裁判所に対して行われた場合は、申請人は登録官に通知し、登録官は、出頭して聴聞を受ける権原を有し、かつ、裁判所がそう指示した場合は出頭しなければならない。

第 81 条 出願及び特許の修正に追加事項を含めることの禁止

(1) 特許出願であって、次のものは、第 20 条(3)若しくは第 48 条(4)に基づいて、又は第 26 条(11)にいうように出願することができるが、それが追加事項を除くように修正された場合を除き、手続を進めることを認めてはならない。

(a) 先の出願又は付与された特許の明細書において開示された事項に関して行われ、かつ

(b) 追加事項、すなわち、本令に基づいて行われた先の出願、又は連合王国特許法、マレーシア特許法若しくはシンガポール特許法に基づいて行われた出願、若しくは連合王国を指定して欧州特許庁に出願された欧州特許条約に基づく出願であって、出願日及び優先権は出願時のそれを基礎とするよう求められているもの、若しくは出願時の当該特許出願において開示されている事項を超える事項を開示しているもの

(2) 特許出願に関して、

(a) 出願を提起するために登録局に提出された書類に、

(i) 当該出願において又はそれとの関連で行われた第 17 条(2)に基づく宣言に特記された先の関係出願への言及、及び

(ii) 第 26 条(1)(c)(ii)(C)にいう陳述が含まれ、かつ

(b) 第 26 条(7)(b)に基づいて提出された説明が追加事項、すなわち、先の関係出願において開示された事項を超える事項を開示している場合は、当該出願は、それが追加事項を除くように修正された場合を除き、手続を進めることを認めてはならない。

(3) 第 31 条に基づく特許出願の修正により、出願において、出願時の出願に開示されていた事項を超える事項を開示する結果になる場合は、その修正を認めてはならない。

(4) 特許明細書の修正により、次のようになる場合は、第 38 条(1)、第 78 条又は第 80 条に基づいて当該修正を認めてはならない。

- (a) 明細書において追加事項を開示する結果になるか、又は
 - (b) 当該特許により与えられる保護を超えることとなる場合
- (5) (2)において、「関係出願」は、第17条(9)におけるのと同じの意味を有する。

第 XVI 部 国際特許出願

第 82 条 国際特許出願の効力

- (1) 特許協力条約に基づいて出願日が付与された国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)は、第 83 条及び第 84 条に従うことを条件として、本令の適用上、本令に基づく特許出願として扱われる。
- (2) 出願又はそれにおけるブルネイ・ダルサラームの指定は、それが特許協力条約に基づいて取り下げられたか又は((3)にいう場合を除いて)取り下げられたとみなされた場合は、本令に基づいて取り下げられたものとして扱う。
- (3) 出願又はそれにおけるブルネイ・ダルサラームの指定が次の何れかを理由として特許協力条約に基づいて取り下げられたとみなされた場合は、その出願は、本令に基づいて取り下げられたものとしては扱わない。
 - (a) 同条約に基づく機能を有する機関における誤り又は遺漏
 - (b) 出願人の管理を超える事情により、国際事務局が同条約に基づく当該目的での期限の到来前に出願の写しを受領しなかったこと
 - (c) その他の所定の事情
- (4) ブルネイ・ダルサラームを指定する国際特許出願が特許協力条約に基づく出願日を拒絶され、かつ、登録官が当該拒絶は同条約に基づく機能を有する機関における誤り又は遺漏により生じたと判断した場合は、登録官は、当該出願を、登録官が指示する出願日を有する本令に基づく出願として扱うべき旨を指示することができる。
- (5) 登録局は、ブルネイ・ダルサラームの国民又はブルネイ・ダルサラームの居住者が提出した国際出願に関して、特許協力条約第 2 条にいう受理官庁としての役割を果たす。
- (6) 特許協力条約に基づいて国際出願を提出する者は、同条約に定める手数料に加えて、所定の送付手数料を登録局に納付しなければならない。

第 83 条 出願の国際段階及び国内段階

- (1) 国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)の国際段階においては、公告、調査、審査及び修正に関して、本令の規定ではなく特許協力条約の規定が適用される。
- (2) 出願の国際段階とは、特許協力条約に基づく出願から当該出願の国内段階が開始するまでの期間をいう。
- (3) 出願の国内段階は、次の何れかのときに開始する。
 - (a) 出願人が行う次のことを条件として、所定の期間が満了したとき
 - (i) 出願が英語以外の言語により特許協力条約に従って公告され、かつ、出願が英語によらない場合において、出願の英語翻訳文が登録局に提出され、かつ
 - (ii) 所定の手数料が納付されたこと
 - (b) 出願人が出願の国内段階手続を早期に進めるよう明示的に登録官に請求し、所定の手数を納付し、かつ、該当する次の何れかの項目を満たしたとき
 - (i) 当該請求の時点で出願が特許協力条約に従って公告されていない場合において、次のものを登録局に提出すること
 - (A) 出願の写し、及び
 - (B) 写しが英語によらない場合は、出願の英語翻訳文

- (ii) 当該請求の時点で出願が英語以外の言語により特許協力条約に従って公告され、かつ、出願が英語によらない場合において、出願の英語翻訳文を登録局に提出すること
- (4) 所定の期間が、(3)(a)にいう条件が満たされることなく満了した場合は、出願は取り下げられたものと解する。
- (5) 国際段階において、出願が特許協力条約に従って修正された場合において、次の何れかが該当するときは、修正は本令に基づいて行われたものとして扱われ、また、次の何れも該当しないときは、修正は無視される。
- (a) 所定の期間が満了したときに、
- (i) 修正が英語によらず、かつ
- (ii) 修正の写しが当該条約に従って登録局に送付されたときに当該写しが英語以外の言語による場合において、
修正の英語翻訳文が登録局に提出されていること、又は
- (b) 出願人が登録官に対し明示的に出願の国内段階手続を早期に進めるよう請求した場合において、次の双方が登録局に提出されていること
- (i) 修正の写し。ただし、写しが当該条約に従って登録局に送付されていなかった場合に限る。
- (ii) 修正の英語翻訳文。ただし、
- (A) 修正が英語によらず、かつ
- (B) 修正の写しが当該条約に従って登録局に送付されている場合において、当該写しが英語以外の言語によるときに限る。
- (7) 登録官は、所定の手数料の納付があったときは、(3)又は(5)に基づいて登録局に提出された翻訳文を公告する。

第 84 条 国際出願に関する規定の適合

- (1) 特許協力条約に基づいて国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)に出願日が付与された場合は、
- (a) その日を、又は当該出願の日が当該条約に基づいて後の日に改められた場合は当該後の日を、本令に基づく出願日として扱う。
- (b) 当該条約に基づいて行われた優先権の宣言は、第 17 条(2)に基づいて行われたものとして扱い、また、当該条約に従って追加の日数が認められる場合は、第 17 条(3)(a)にいう 12 月の期間は、それに応じて変更されたものとして扱い、かつ
- (c) 当該条約に基づく発明者の名称の陳述書は、第 24 条(2)に基づいて提出された陳述書として扱う。
- (2) 本令に基づいて公告されていない出願が特許協力条約に従って公告された場合は、当該出願は、(3)にいう規定以外の適用上、当該出願の国内段階が開始された時に、又はそれより遅い場合は当該条約に従って公告された時に、第 27 条に基づいて公告されたものとして扱う。
- (3) 第 58 条及び第 74 条の適用上、本令に基づいて公告されていない出願は、次のものにより、第 27 条に基づいて公告されたものとして取り扱う。
- (a) 当該出願が英語により特許協力条約に従って公告されている場合は、当該公告そのもの、また
- (b) 当該出願が英語以外の言語により当該条約に従って公告されている場合は、

- (i) 第 83 条(6)に従う当該出願の英語翻訳文の公告，又は
 - (ii) 当該出願明細書の英語翻訳文の，関係政府機関若しくは侵害行為者への出願人による送達
- (4) (3)(b)(ii)において英語翻訳文の政府機関又は他の者への送達というときは，当該翻訳文が当該機関又は他の者に郵送されるか又は配達されることを指す。
- (5) 出願の国際段階の間は，第 20 条は適用されない(本令に基づく出願に関する権原の問題についての決定)が，国際段階の終了後は，第 20 条が適用される。

第 85 条 特許協力条約及びその文書による証拠

- (1) 特許協力条約及び同条約に基づく公報，報告又は定期刊行物は，裁判所により司法上確知される。
- (2) (1)にいう書類の何れも，当該条約に基づく機能を有する機関の文書又はそれにより伝達されるその他の行為の証拠として認定される。
- (3) 特許協力条約に基づいて何れかの機関が発行した文書による，又は何れかの機関が保管している書類若しくは読めない形でそのように保管されている情報の読める形での複製，若しくは当該書類の記載事項若しくは抜粋による証拠は，当該機関の職員が正確な写しとして認証した写しを提出することにより，何れの法的手続においても示すことができる。
- (4) (3)に定める写しであるとされる書類は，当該証明書に署名した者の公的地位又は筆跡についての証拠なしに，証拠として受領されるものとする。
- (5) (3)にいう文書による証拠は，法的手続において，次の何れかの行為によっても示すことができる。
- (a) 政府印刷所により印刷されたとされる写しの提出
 - (b) 当該文書が政府機関に保管されている場合は，そうすることを包括的に又は特定の授権された当該機関の職員が正確な写しであることを当該機関の代理として認証した写しの提出
- (6) 政府機関に保管されている文書の(5)(b)にいうような写しであるとされる書類は，当該証明書に署名した者の公的地位若しくは筆跡，同人の署名権限，又は当該書類が当該機関に保管されていることについての証拠なしに，証拠として受領されるものとする。
- (7) 本条において，「手続」には登録官における手続が含まれる。

第 XVII 部 法的手続

第 86 条 裁判所又は登録官における手続

(1) 本令に基づく特許及びその他の事項に関する裁判所における手続は、裁判官単独で、又は当該裁判官が適切と考える場合は、(2)に基づいて設置されるパネルから当該裁判官が選任する 1 又は複数の科学顧問と共に処理される。

(2) 本令に基づく規則においては、本令に基づく手続において裁判所及び登録官を補助する科学顧問のパネルの設置、当該顧問の職務の規制及び当該顧問の報酬に関して規定することができる。

第 87 条 登録官に起因する上訴

(1) 本令又は規則に基づく登録官の決定に起因して、次の決定を除き、裁判所に上訴することができる。

(a) 第 25 条(7)に該当する決定

(b) 明細書から何れかの事項を削除するとの第 27 条(3)に基づく決定

(c) 第 32 条(1)又は(2)に基づく指示を与える決定

(d) 規則に基づく決定であって、本条により与えられた上訴の権利から規則によって除外されるもの

(2) 本条に基づく上訴を審理する目的で、法廷は、首席裁判官により又はその代理により与えられる指示に従って、裁判所の 1 又は複数の裁判官から構成される。

(3) 本令又は規則に基づく登録官の決定に起因する上訴に関する裁判所の決定に起因しては、上訴裁判所に上訴することができない。ただし、次の何れかの場合はこの限りでない。

(a) 登録官の決定が第 20 条、第 38 条、第 48 条、第 65 条、第 77 条、第 78 条又は第 80 条に基づいて下された場合

(b) 上訴の理由が、裁判所の当該決定は法律上誤っているということにある場合

ただし、上訴は、上訴許可が裁判所又は上訴裁判所により与えられることを条件として、本条に基づいて上訴裁判所に対してのみ行うことができる。

第 88 条 裁判所の一般権限

(1) 裁判所は、何れかの問題について決定を行う目的で、本令に基づく第 1 審管轄権又は上訴管轄権を行使する際に、登録官が当該問題について決定を行う目的で下し得た命令を下し、又は登録官がその目的で行使し得たその他の権限を行使することができる。

(2) 本令に基づく裁判所におけるすべての手続において、登録官の費用は裁判所の裁量の下に置かれるが、登録官は、他の何れの当事者の費用も支払うよう命じられないものとする。

第 89 条 登録官の裁量権の行使

如何なる法規にも拘らず、登録官は、同人における手続の何れの当事者に対しても、本令又は規則により登録官に与えられた裁量権をその当事者に不利に行使する前に、聴聞を受ける機会を与えるものとする。

第 90 条 特許手続における聴取権

(1) 本令又はブルネイ・ダルサラームが当事国である条約に基づく、登録官における手続の何れの当事者についても、登録官の下に自ら出頭するか又は弁護士及び事務弁護士若しくは登録特許代理人がその代理をすることができる。

(2) 政府については、本令又はブルネイ・ダルサラームが当事国である条約に基づく、登録官における何れの手続においても、法務官がその代理をすることができる。

(3) 裁判所に出頭する訴訟弁護士の権利を害することなく、開業していない弁護士及び事務弁護士は、法曹法(第 132 章)の如何なる規定にも拘らず、登録官に起因する裁判所への本令に基づく上訴の当事者の代理として出頭し、かつ、聴聞を受ける権利を有する。

第 91 条 特許手続に関する事務弁護士との通信に係る特権の適用

(1) ブルネイ・ダルサラームの裁判所における係属中の又は予期される手続のために、弁護士と事務弁護士若しくは代理を務める者との間で行われる通信に関して、又は弁護士と事務弁護士若しくは代理を務める者に提出するために取得若しくは供与される情報に関して、法的手続における開示を免除する特権を与える法規は、本令に基づく登録官における係属中の又は予期される手続のために行われる通信に適用される旨、ここに宣言する。

(2) 本条において、「法的手続」には登録官における手続も含まれ、また、「法的手続」及び「係属中の又は予期される手続」というときは、特許出願及び国際特許出願も含まれる。

第 92 条 特許代理人との通信に係る特権

(1) 特許に関する何れかの事項に関する通信であつて、

(a) ある者と、登録特許代理人、第 XIX 部にに基づき自らを特許代理人事務所と称することができるパートナーシップ若しくは第 XIX 部にに基づいて自らを特許代理人と称することができる法人との間のもの、又は

(b) ある者が自己の特許代理人に指図する目的で求める情報を取得するための若しくは当該情報の請求に応答するものは、

ある者とその事務弁護士との間の通信又は場合によりある者がその事務弁護士に指図する目的で求めている情報を取得するための若しくは当該情報の請求に応答する通信と同様に、ブルネイ・ダルサラームでの法的手続における開示から免除される。

(2) 本条において、「法的手続」には、登録官における手続も含まれる。

第 93 条 登録官における手続での費用及び経費

(1) 登録官は、本令に基づく同人における手続で、命令により、何れかの当事者に、合理的と考える費用を裁定し、かつ、如何なる方法によりまた何れの当事者が当該費用を支払うべきかを指示することができる。

(2) 本条に基づいて裁定された費用は、中間裁判所又は治安判事裁判所がそのように命じた場合は、当該裁判所の命令に基づいて支払義務があるものとして、当該裁判所が出した強制執行又はその他の方法により回収される。

(3) (a) 第 20 条若しくは第 48 条に基づいて登録官に付託を行った者、

(b) 特許取消申請を登録官に行った者、又は

(c) 第 38 条(4)、第 41 条(2)、第 56 条(7)若しくは第 104 条(2)に基づいて異議申立通知を登

録官に行った者が、

ブルネイ・ダルサラームに居住せず、そこで事業を行ってもいない場合は、登録官は、同人に対し当該手続の費用又は経費に係る保証金を供託するよう要求することができ、かつ、当該保証金が供託されないときは、前記の付託、申請又は通知を放棄されたものとして扱うことができる。

第 94 条 登録官の命令により付与されるライセンス

本令に基づくライセンスの付与に係る登録官の命令は、他の執行方法を害することなく、特許所有者及び他のすべての必要な当事者により作成された証書であるものとして、本令に従ってライセンスを付与する効力を有するものとする。

第 XVIII 部 違法行為

第 95 条 登録簿の偽造等

ある者が、本令に基づいて備えられている登録簿に虚偽の記入を行い若しくは行わせ、若しくは当該登録簿における記入事項の写し若しくは複製であると偽って称する書き物を作成し若しくは作成させ、又は当該書き物を証拠として提出若しくは提供し、若しくは提出若しくは提供させた場合において、当該記入事項又は書き物が虚偽のものであることを知っていたときは、その者は違法行為の責めを負い、有罪判決があったときは、5,000 ドル以下の罰金、12 月以下の拘禁又はその双方に処される。

第 96 条 特許権に係る権限のない主張

- (1) ある者が、同人が対価を得て処分する物が特許製品である旨を偽って表明する場合は、その者は、本条に従うことを条件として、違法行為の責めを負い、有罪判決があったときは、10,000 ドル以下の罰金、12 月以下の拘禁又はその双方に処される。
- (2) (1)の適用上、物品であって「特許」若しくは「特許済」の語又は当該物品が特許製品であることを示すか仄めかす事柄を極印され、刻印され若しくは押印され又はその他の方法で用いられているものを、対価を得て処分する者は、当該物品が特許製品である旨を表明するものと解される。
- (3) (1)は、ある製品に関する前記の表明が、当該製品又は場合により当該方法に係る特許が失効するか又は取り消された後であって被疑者が当該表明の実行又は継続実行のないようにするための措置を取るのに合理的に十分な期間の終了前に、行われた場合は適用されない。
- (4) 本条にいう違法行為に係る手続において、被疑者が当該違法行為の実行を防ぐために当然の注意を払ったことを証明することは、防御となるものとする。

第 97 条 特許を出願した旨の権限のない主張

- (1) ある者が、同人が対価を得て処分する物品に関して特許出願されている旨を表明し、かつ
- (a) 当該出願が行われていないか、又は
- (b) 当該出願が拒絶され、取り下げられ若しくは放棄されたものとして扱われている場合は、その者は、本条に従うことを条件として、違法行為の責めを負い、有罪判決があったときは、10,000 ドル以下の罰金、12 月以下の拘禁又はその双方に処される。
- (2) (1) (b)は、当該表明が、前記の拒絶、取下又は放棄と共に開始する期間であって被疑者が当該表明の実行又は継続実行のないようにするための措置を取るのに合理的に十分なものの満了前に、行われるか又は継続して行われる場合には適用されない。
- (3) (1)の適用上、物品であって「特許出願済」若しくは「特許出願中」の語又は当該物品に関して特許が出願されていることを示すか仄めかす事柄を極印され、刻印され若しくは押印され又はその他の方法で用いられているものを対価を得て処分する者は、当該物品に関して特許が申請されている旨を表明するものと解される。
- (4) 本条にいう違法行為に係る手続において、被疑者が当該違法行為の実行を防ぐために当然の注意を払ったことを証明することは、防御となるものとする。

第 98 条 「特許登録局」の名称の濫用

ある者が、同人の事業所に若しくは同人が発出した書類に又は他の方法で、「特許登録局」の語又は同人の事業所が特許登録局であるか若しくはそれと公式に関連していることを示唆するその他の語を使用した場合は、その者は違法行為の責めを負い、有罪判決があったときは、5,000 ドル以下の罰金、12 月以下の拘禁又はその双方に処される。

第 99 条 法人及びパートナーシップによる違法行為

(1) 法人によって犯された本令にいう違法行為が、当該法人の取締役、管理職、秘書役若しくは類似の幹部又はそれらの資格で行動すると主張した者の同意若しくは黙認を得て犯されたこと、又は前記の者の懈怠に帰されることが証明された場合は、当該人及び法人は、当該違法行為の責めを負い、自己に対する手続を進められ、かつ、それに応じて処罰される。

(2) 法人の業務がその構成員により管理される場合は、(1)は、ある構成員の管理の職務に関連するその者の行為及び懈怠に関して、その者が当該法人の取締役であるものとして適用される。

(3) パートナーシップにより犯されたとされる本令にいう違法行為に係る手続は、当該パートナーシップの名義で提起するものとし、パートナーの名義では提起しない。ただし、(5)に基づくパートナーの責任を害さないものとする。

(4) 当該手続において有罪判決があったときにパートナーシップに課される罰金は、パートナーシップの資産から納付しなければならない。

(5) 本令に基づいてパートナーシップが違法行為の責めを負う場合は、当該違法行為の実行を知らなかったか又はそれを防ごうとしたことが証明されたパートナー以外の各パートナーも当該違法行為の責めを負い、自己に対する手続を進められ、かつ、それに応じて処罰される。

第 100 条 違法行為に係る示談

(1) 登録官又は登録官から書面により授権された者は、その裁量により、示談可能な違法行為として定められた本令に基づく違法行為を示談にすることができるが、その際に、当該違法行為を犯したと合理的に疑われる者から 2,000 ドル以下の金額を取り立てるものとする。

(2) 大臣は、国王陛下の承認を得て、示談にすることができる違法行為を定める細則を設けることができる。

(3) 前記の金額が支払われたときは、当該違法行為に関しては、当該人に対してそれ以上の手続を取らないものとする。

第 XIX 部 特許代理人

第 101 条 特許代理人の登録

(1) 大臣は、国王陛下の承認を得て、特許代理人としての個人の登録に係る規則を設けることができる。

(2) (1)の一般性を害することなく、規則においては、次の事項について規定することができる。

(a) 大臣が決定する者による、特許代理人登録簿の保管

(b) 特許代理人としての登録申請に係る様式及び方法、登録に係る資格その他の要件、登録のために納付するべき手数料、並びに登録の条件

(c) 登録特許代理人に対する資格認定証の交付

(d) 特許代理人登録簿の記入事項に係る、誤りの訂正及び更新

(e) 特許代理人としての個人の登録に関する経過事項、並びに当該経過事項に関する本令適用の除外又は変更

(3) 規則においては、登録特許代理人の職業上の行為及びその業務活動を規制する規定を設けることができ、かつ、その目的で次の事柄の全部又は何れかに関して規定を設けることができる。

(a) 登録特許代理人に対する苦情の申立、並びに当該苦情の審理及び決定

(b) 譴責すること及び登録の停止又は取消を含む、登録特許代理人への懲罰

(c) 証人の召喚

(d) 宣誓又は確約に基づく、人からの証拠の受領

(e) 証拠提供者に宣誓又は確約をさせること

(f) 人への書類又は物品の提出要求

(g) 抹消登録の回復及び登録に課された停止の解除

(4) 規則においては、規則の違反が違法行為である旨を規定することができる、また、5,000ドル以下の罰金、12月以下の拘禁又はその双方の罰を規定することができる。

第 102 条 特許代理人としてふるまうことのできる者等

(1) 個人は、同人が有効な資格認定証を有する登録特許代理人又は弁護士及び事務弁護士である場合を除いては、特許代理人として事業を行い、業務を行い又はふるまってはならない。

(2) パートナーシップは、少なくとも1のパートナーが有効な資格認定証を有する登録特許代理人又は弁護士及び事務弁護士である場合を除いては、特許代理人として事業を行い、業務を行い又はふるまってはならない。

(3) 法人は、少なくとも1の取締役が有効な資格認定証を有する登録特許代理人又は弁護士及び事務弁護士である場合を除いては、特許代理人として事業を行い、業務を行い又はふるまってはならない。

(4) 本条の適用上、人は利得を得て、次の何れかを他人の代理としてブルネイ・ダルサラームにおいて行い又は行うことを約束する場合は、特許代理人として事業を行い、業務を行い又はふるまうものと解される。

(a) ブルネイ・ダルサラームその他の場所における特許の出願又は取得

(b) 本令又は他国の特許法の適用上での明細書その他の書類の作成

- (c) 特許の有効性又は侵害についての助言(科学的又は技術的な助言以外のもの)
- (5) 個人は、同人が有効な資格認定証を有する登録特許代理人である場合を除いては、次の何れも行ってはならない。
- (a) 「特許代理人」の語を含む名称その他の表示の下で事業を行うこと
- (b) 業その他の方法として、自らを「特許代理人」と表示し、そのように称し、又はそのように表示され若しくは称されるのを許容すること
- (6) パートナーシップは、少なくとも1のパートナーが有効な資格認定証を有する登録特許代理人である場合を除いては、次の何れも行ってはならない。
- (a) 「特許代理人」の語を含む名称その他の表示の下で事業を行うこと
- (b) 事業の過程で、その他の方法で「特許代理人」事務所として自らを表示し、そのように称し、又はそのように表示され若しくは称されるのを許容すること
- (7) 法人は、少なくとも1の取締役が有効な資格認定証を有する登録特許代理人である場合を除いては、次の何れも行ってはならない。
- (a) 「特許代理人」の語を含む名称その他の表示の下で事業を行うこと
- (b) 業その他の方法として、自らを「特許代理人」と表示し、そのように称し、又はそのように表示され若しくは称されるのを許容すること
- (8) 本条に違反する者は、違法行為の責めを負い、有罪判決があったときは、5,000 ドル以下の罰金、12月以下の拘禁又はその双方に処される。
- (9) 個人、パートナー又は法人に関しての「特許代理人」の語の使用により(5)、(6)又は(7)の違反が生じることとなる場合は、当該個人又はその者の事業若しくは事業所に関しての「特許弁護士」の表現、又はそれらに関しての他の表現であって、それらを「特許代理人」と表示できることを示すものと理解される虞があるものの使用によっても同様の違反が生じるものとする。
- (10) ある個人の使用者が特許代理人として事業を行わず、業務を行わず又はふるまっていない場合は、その個人は、その個人がその者の使用者の従業者としての資格で使用者のために行ったか又は行うことを約束した事柄に関しては、(1)に違反することにはならない。
- (11) (a) ある個人の使用者が関連会社グループの構成員であり、
- (b) 当該個人の使用者が特許代理人として事業を行わず、業務を行わず又はふるまわず、更に
- (c) 当該関連会社グループの他の何れの構成員も特許代理人として事業を行わず、業務を行わず又はふるまっていない場合は、
- 当該個人は、当該個人がその使用者の従業者としての資格で関連会社グループの当該他の構成員のために行ったか又は行うことを約束した事柄に関しては、(1)に違反することにはならない。
- (12) 法務官が政府の代理として行ったか又は行うことを約束した事柄に関しては、当該法務官が(1)に対する違法行為を犯すことにはならない。
- (13) 関連会社グループの構成員である法人が当該グループの他の構成員のために行ったか又は行うことを約束した事柄に関しては、当該法人が(3)に違反することにはならない。
- (14) 本条は、弁護士及び事務弁護士が特許及び特許出願に関する手続に参加することを禁止するものと解してはならず、かつ、特に、弁護士及び事務弁護士に適用されるとき第90条を変更するものではない。

(15) 何人も、特許又は特許出願に関する登録官における手続で使用するための書類(捺印証書以外のもの)を同人が作成したとの理由のみによっては、法曹法(第132章)第19条の下で違法行為を犯すことにならない。

(16) 本条において、業務がその構成員によって管理されている法人に関して、「取締役」とは、当該法人の何れかの構成員をいい、

「資格認定証」とは、

(a) 登録特許代理人に関しては、第101条に基づいて制定された規則に基づいて当人に交付された資格認定証、又は

(b) 弁護士及び事務弁護士に関しては、法曹法(第132章)第13条に基づいて当人に交付された資格認定証をいい、かつ

「関連会社グループ」とは、相互に関連している2以上の会社のグループをいう。

第 XX 部 一般規定

第 103 条 政府、その職員及び審査官の免責

政府、登録局の職員及び審査官は、

- (a) 本令又はブルネイ・ダルサラームが当事国である条約に基づいて付与された特許の有効性を保証するものと解されてはならず、
- (b) 本令又は前記の条約により要求又は授権される審査若しくは調査、又は当該審査若しくは調査に伴う報告若しくは手続を理由として又はそれらに関連して如何なる責任も負わず、又は
- (c) 第 XIX 部に基づいて維持される特許代理人登録簿への不正確な記入の理由による如何なる責任も負わない。

第 104 条 特許及び出願における誤りの訂正

- (1) 登録官は、規則の規定に従うことを条件として、特許若しくは特許出願の明細書又は特許若しくは特許出願との関連で提出された書類における翻訳若しくは翻字の誤り、誤記又は錯誤を訂正することができる。
- (2) 登録官が前記の誤り又は錯誤を訂正するよう請求された場合は、何人も、規則に従って、当該請求に対する異議申立を登録官に通知することができ、登録官は、当該事項について決定を下すものとする。

第 105 条 特許出願及び特許についての情報、並びに書類の閲覧

- (1) 第 27 条に従う特許出願の公告後、登録官は、所定の方法で登録官になされる請求及び所定の手数料(存在する場合)の納付により、請求において特定された出願又はその出願に基づいて付与された特許に関する情報を請求人に提供するものとし、かつ、そのようなものに関する書類の閲覧を同人に認める。ただし、所定の如何なる制限にも従うことを条件とする。
- (2) 本条に従うことを条件として、特許出願が前記のとおり公告されるまでは、登録官は、出願人の同意なしに、当該出願を構成するか又はそれに関する書類又は情報を公表し又は何人にも伝達してはならない。
- (3) (2)は、次の何れをも妨げない。
 - (a) 登録官が、未公告の特許出願についての書誌情報を公表し又は他の者に伝達すること
 - (b) 大臣が、第 32 条(5)に基づいて特許出願又は関連書類を閲覧すること又はそれらの閲覧を委任すること
- (4) ある者が、特許出願が行われたが第 27 条に従って公告されてはいない旨及び特許が付与された場合において、出願が前記のとおり公告された後に当該人が通知書に特定されている行為を実行したときは出願人は当該人に対して手続を提起する旨を通知された場合は、当該人は、出願が公告されていないにも拘らず、(1)にいう請求を行うことができ、同項はそれに応じて適用される。
- (5) 特許出願が提出されたが公告されておらず、かつ、新規の出願が(規則に従ってか又は第 20 条にいう命令により)当該先の出願の主題の何れかの部分に関して提出されて公告されたときは、何人も、当該先の出願に関して(1)にいう請求を行うことができ、登録官は、所定の手数料が納付されたときに、その者に対して、先の出願が公告されていたとしたならば取得

又は閲覧が可能であったと思われる情報を提供し、かつ、そのような書類を閲覧することを認めるものとする。

(6) 特許又は特許出願の明細書の全部又は一部の公告は、2000年の著作権令(S14/2000)に基づき何れかの文学又は芸術作品に存在する著作権の侵害を構成しないものとする。

第106条 郵便による送達

本令又は規則により出すことを要求され又は授權されている通知、及び行い又は提出することを前記のとおり授權され又は要求される申請その他の書類は、郵送によって与え、行い又は提出することができる。

第107条 期間の延長

(1) 大臣は、登録局との協議の後、かつ、国王陛下の承認を得て、次に関する行為を実行するために定められた期間の延長について規定する規則を設けることができる。

(a) 特許の出願若しくは付与

(b) 本令又は規則に基づく登録官における手続、又は

(c) 本令若しくは規則に基づくその他の事項

(2) 規則においては、当該延長を認可することができる事情を定める、大臣が適切と考える規定を含めることができ、かつ、期間の延長の認可により影響を受ける者の保護及び補償についても規定することができる、更に、当該期間が既に満了しているにも拘らず期間の延長を認可する権限を登録官に与えることができる。

第108条 就業時間及び非就業日

(1) 登録官は、次の事項を定める実施指針を発することができる。

(a) 登録局の就業時間

(b) 非就業日として取り扱われる日

(2) 大臣は、次の時間帯に本令に基づいて業務を行うことの効果を決めることができる。

(a) 何れかの日における登録局の就業時間の後、又は

(b) 非就業日である何れかの日

(3) (1)及び(2)の適用上、

(a) 異なる種類の業務に関して異なる就業時間を定めることができる。

(b) 異なる種類の業務に関して異なる非就業日を定めることができる。

(c) 異なる種類の業務に関して、次のように業務を行うことの効果を決めることができる。

(i) 登録局の就業時間外において、又は

(ii) 非就業日において

第109条 没収された物品を売却する政府の権利

(1) 本令の如何なる規定も、政府の又は直接的若しくは間接的に政府から権原を得た者の、関税又は消費税に関する法令に基づいて没収された物品を処分し又は使用する権利に影響を及ぼさない。

第 110 条 発明の範囲

(1) 本令の適用上、特許出願に係る発明又は特許が付与された発明は、文脈上他を意味する場合を除き、出願又は場合により特許の明細書のクレームにおいて特定される発明であって、説明及び当該明細書に含まれる図面によって解釈されるものであると解するものとし、かつ、特許又は特許出願により与えられる保護の範囲は、それに応じて決定される。

(2) 疑義を回避するために、前記のクレームにおいて複数の発明が特定されている場合は、各発明は、第 17 条に基づいて異なる優先日を有することができる旨をここに宣言する。

第 111 条 微生物試料の利用可能性

(1) その発明の実施のためには微生物の使用を必要とする発明に係る特許出願又は特許の明細書が、当該技術の熟練者が当該発明を実施するのに十分に明確かつ完全な方法で当該発明を開示しているものと扱われるべき事情を定める規定を規則によって設けることができる。

(2) 規則においては、特に、出願人又は特許権者に対して、次のことを義務付けることができる。

(a) 微生物試料を公衆の利用に供する目的で定められた措置を講じること、及び

(b) 所定の場合を除いて、当該試料の使用について制限を課し又は維持しないこと

(3) 規則においては、所定の場合には所定の者又は所定の種類の者によりのみ試料を利用可能にすれば足りる旨を規定することができる。

(4) 規則においては、何れかの事項に関して登録官が証明書を与えたか否かの言及によって人の種類を特定することができる。

(5) 規則の何れかの要件が満たされなくなった場合は、第 77 条(1)(c)に基づく特許の取消申請を行うことができる。

第 112 条 規則

(1) 大臣は、登録局との協議の後、国王陛下の承認を得て、特許及び特許出願(国際特許出願を含む)に関する登録局の業務を規制するため及び本令により登録官の指揮又は管理の下に置かれたすべての事項を規制するために大臣が適切と考える規則を設けることができる。

(2) (1)の一般性を害することなく、規則においては、次のための規定を設けることができる。

(a) 登録局に提出される特許出願その他の書類の内容を定めること、及び当該書類の写しの提出を義務付けること

(b) 登録官又は登録局における手続その他の事項に関連して踏むべき手順を規制すること、及び当該手続に係る不備の更正を許可すること

(c) 前記の手続若しくは事項に関連して又は登録局による役務提供に関連して、手数料の納付を義務付けること、及び所定の事情における手数料の減免について規定すること

(d) 当該手続において証拠を提示する態様を規制すること、及び登録官に対して証人の出席、書類の開示及びその提出を強制する権限を与えること

(e) 特許について提案された修正及び前記の手続における所定の措置を含むその他の所定の事項を公告するよう登録官に義務付けること

(f) 裁判所又は登録官における手続で裁判官及び登録官を補佐するための科学顧問の任命について及び当該顧問の報酬について規定すること

(g) 本令又は規則により前記の手続に関連して行うことを要求される事柄を行うための期間

を定めること

- (h) 発明の特許出願において言及されるべき発明の発明者の権利を実現すること
- (i) 登録局の書類及び当該書類についての情報の刊行及び販売について規定すること
- (j) 国際出願に関して、特許協力条約を履行又は実施するために定めるのが必要な又は便宜な事項を定めること
- (k) 国際出願及び第 115 条に基づいて行われた特許出願に関して本令の規定の適用を除外し又は変更すること
- (l) 特許出願に関連する書類の翻訳文を、並びに当該翻訳文の提出及び認証を義務付けること及び規制すること
- (m) 登録官における手続に係る費用の額を定めること
- (n) 本令に基づいて定めることを義務付けられているか又は認められている事柄を定めること
- (3) 規則においては、異なる場合に関して異なる規定を設けることができる。
- (4) 規則においては、特許の出願及び付与に係る細目、特許代理人の申請及び登録に係る細目、並びに本令に基づくその他の手続に係る細目を記載する定期刊行物(本令において公報という)の登録官による発行について規定するものとする。
- (5) 規則においては、登録官又はブルネイ・ダルサラーム若しくは他の場所の何れかの裁判所若しくは機関が決定を下した特許に関する事件についての報告の発行を手配することを登録官に義務付けるか又は授権することができる。

第 113 条 様式及び登録官の指針

大臣は、国王陛下の承認を得て、次の事項の登録官による公告に関して規則を設けることができる。

- (a) 次の事項に関する目的で使用される様式
 - (i) 特許の出願又は付与
 - (ii) 本令又は規則に基づく登録官における手続
 - (iii) 本令又は規則に基づくその他の事項
- (b) 登録官が発する実施指針

第 114 条 第 72 章及び S42/1999 の廃止

第 115 条に従うことを条件として、発明法及び 1999 年の緊急(特許)令並びにそれらに基づいて制定された規則を廃止する。

第 115 条 経過規定

- (1) 本令施行前に発明法(第 72 章)第 2 条に基づいて出願が行われている場合は、登録官は、同法及びそれに基づいて制定された規則が廃止されなかったものとして、本令施行日後に、同法第 4 条に基づく登録証を交付することができる。
- (2) 特許に関する何れかの法律であって本令施行直前の 36 月の期間中連合王国、マレーシア又はシンガポールにおいて効力を有するものに基づいて特許が付与されており、かつ、当該特許が本令施行日においてもなお効力を有する場合は、当該特許の所有者は、当該施行日から 24 月の期間内に登録証を申請することができ、登録官は、発明法(第 72 章)及びそれに基づ

づいて制定された規則が廃止されなかったものとして、当該申請に基づいて証明書を交付することができる。

(3) 連合王国、マレーシア又はシンガポールにおいて効力を有する特許に関する何れかの法律に基づいて、施行日前に特許出願が行われており、かつ、当該出願が当該施行日において係属中である場合は、出願人は、当該出願に基づく特許の付与日から12月の期間内に登録証を申請することができ、登録官は、発明法(第72章)及びそれに基づいて制定された規則が廃止されなかったものとして、当該申請に基づいて証明書を交付することができる。

(4) 発明法(第72章)第4条に基づいて交付されて施行日直前に有効な登録証又は(1)、(2)若しくは(3)により施行日後に交付された登録証は引き続き有効なものとし、また、当該証明書が関わる特許は、本令の適用上、本令に基づいて行われた出願に基づいて付与された本令に基づく特許であるものとして扱われ、かつ、それに応じて当該特許の所有者は、本令に基づく特許所有者と同一の条件(第35条に基づいて定められる手数料の納付を含む)に従うことを前提として、当該所有者と同一の権利、救済措置、特権及び義務を有する。ただし、次の修正に従うことを条件とする。

(a) 当該特許の存続期間は、場合に応じて連合王国、マレーシア及びシンガポールにおける特許の日付から起算するものとし、かつ、当該特許は、本令に従うことを条件として、当該日付から20年、ただし当該特許が、場合に応じて連合王国、マレーシア又はシンガポールにおいて取り消されない限りにおいて、効力を維持する。

(b) 定められるその他の修正

(5) (4)が適用される特許は、第14条(3)及び第17条(2)の適用上、本令に基づく出願日を有する出願に基づいて付与され、かつ、本令に基づいて公告されたものとして扱われる。

(6) (5)にいう特許出願の出願日及び発明の優先日又は当該出願に含まれるその他の事項は、特許に関する適用法の規定に従って決定を下される。

(7) ある行為が施行日前に開始され、その日以降も行われる場合において、その行為が、本令により廃止された発明法(第72章)に基づいては特許の又は明細書に基づいて生じる特権若しくは権利の侵害とならないときは、その行為がその日以降継続されても、当該特許又は前記の特権若しくは権利の侵害とはならないものとする。

(8) 本令により廃止された発明法(第72章)第9条に基づいて備えられている特許登録簿は、施行日において、本令に基づいて備えられている特許登録簿の一部を構成するものと解する。

(9) 本条において、「施行日」とは、本令の施行日をいう。

附則(第2条(1)) 医薬品ではない物質(省略)